

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく願いいたします。

順番に発言を許可します。

11番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

11番、三瓶良一君。

〔11番 三瓶良一君 登壇〕

○11番（三瓶良一君） 一般質問をさせていただきます。

第1には、県道小林・館ノ川線を黒沢・十島まで県道昇格のうえ延長を求めることについて質問をさせていただきます。

これを求める理由といたしまして、平成23年新潟・福島豪雨災害では只見町下流集落は長期間にわたり孤立無援状態になりました。伊南川流域のように両岸に自動車の走れる道路があれば孤立しないで済みました。安全安心のためにもなる道路であります。山林の利活用や木材搬出、自然林の保護育成の利便性の向上にもつながる道路であります。また、将来の公共事業としても雇用確保が期待できます。また、滝ダム建設時の地域振興構想の一部でも

ありました。以上のことからして、県道昇格を求めるに足るものと思うわけでございます。町の財源では到底対応できるものではありません。伊南川沿いの東側県道でも、県道だからこそできたのであります。以上のことが私の求める理由であります。

2番目に、脱炭素社会についてお伺いをします。

脱炭素、ゼロカーボンとは日本政府は国際公約を行っております。日本も2040年には46パーセント炭素の削減、2050年にはゼロカーボンを目指すという公約をされております。只見川電源開発は戦後復興のクリーンエネルギーを提供する大事な電源開発となりました。しかし、ダムの町は減びるというジレンマがあるとおり、今の現状の社会は極めて容易でない状態になっております。この際、クリーンエネルギーである水素の生産基地誘致の声を挙げてみてはどうかと。浪江町では水素生産の実証試験が完了し、稼働が始まっております。県企業局、電力会社と関連企業等に問題提起をしてはどうでしょうか。水素は地中から取り出す方式と、水を電気分解してつくる、この二通りがあるとされております。夜間等の余剰電力でコスト削減ができれば、これは操業化が可能だというふうに思うわけであります。県当局と協議する価値はあると思います。山梨県の米倉地域では太陽光を熱源として、この発電実証実験に取り組んでいる例もあります。町長、いかがでしょうか。

第3に、米価の下落、資材の高騰、肥料の大幅高に対する農家支援が必要ではないかという問題であります。

昨年の米価大幅下落、加えて今春から始まったウクライナ戦争によって資材は暴騰しております。農業は異常な難局に直面しておると考えます。受託農家、トマト、えごま、花栽培と、いろんな農家があるわけではありますが、従来の町の支援ではやっていけるのかどうか。抜本的な支援が求められていると思うわけであります。直接的な支援やヨーロッパで行われているデカップリング的な支援が必要ではないでしょうか。持続可能な経営を行っていかれるのかどうか、町長にお伺いをいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

それでは、11番、三瓶良一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、県道小林・館ノ川線の黒沢から十島までの延伸についてであります。

三瓶議員お質しのとおり、平成23年新潟・福島豪雨により国道252号が被災したことで、只見川下流集落は一時孤立状態となりました。そのような有事に対応するうえでも、国道252号の代替路線の確保は大変重要なことだと私も認識をしております。

黒沢・十島間の現状は、町道、林道、作業道として整備されている区間はありますが、道路形状がない区間もあり、通り抜けできる状態にはなっておりません。また、林道柴倉寄岩線は、毎年、積雪や降雨による土砂崩れや落石で通行に支障を来す状況となっており、代替路線としての役割を果たすための整備は町財源だけでは困難であることは議員お考えのとおりでございます。

今回の県道昇格を求める提案であります。県道小林・館ノ川線については館ノ川地内の国道289号との交差部までが県道となっており、十島地区までの延伸要望をした場合、黒沢橋を含む黒沢・館ノ川間の道路の扱いについて検討する必要が出てまいります。

また、現在の林道区間においては、林道規定に則り、主に林業用の道路として整備しており、県道として高規格に整備することが地形的に困難な箇所も考えられます。

加えて、現在、関係自治体等と期成同盟会を組織し、改良促進に向けて要望活動を行っている県道は、県道布沢・横田線、県道小林・会津宮下停車場線及び県道小林・館ノ川線があり、県でご努力いただき少しずつ整備は進んでおりますが、県においても予算確保等の困難さから、着実な整備が実現できているとは言えない状況にあり、新たな要望につきましてはさらに実現が見通せないものと推察されます。

様々な課題はあろうかと思いますが、長期的な視点で考えた時、必要性については三瓶議員ご提案のとおりだと思います。福島県南会津建設事務所と情報を共有しつつ、効果的な方策の研究が必要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の脱炭素社会についてでございます。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、脱炭素社会に向けた様々な取り組みが国全体で進められています。

また、只見町は人と自然が共生するユネスコエコパークにも登録され、小中学校では持続可能な社会を目指してSDGs活動にも取り組んでおります。

これらのことから、町として脱炭素社会を国と一体となって目指したいと考えており、その一つとして森林を適切に管理・活用することでカーボンニュートラルとする薪エネルギー

の活用を検討している現状であります。

三瓶議員からご提案の水素生産につきましては、浪江町や山梨県などの事例を参考にさせていただくとともに、国・県の動きを注視しまして只見町に最適な脱炭素社会への取り組みを研究させていただきたいと考えておりますので、引き続き、ご提言、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

次に、米価下落、資材高騰、肥料の大幅高騰に対する農家支援対策についてであります。昨年の米価下落対策につきましては、近隣町村等におきましてもそれぞれ独自に対策を講じられたところでありますが、只見町におきましては、次期作支援として令和4年産米の種籾購入費について1キロ当たり450円の助成を今年度実施いたします。また、福島県においても同様に1キログラム当たり150円の助成を行うこととされており、合わせますと1キログラム当たり600円、10アール、1反当たり2.1キログラムで換算しますと1,260円の助成となります。

また、今年度から3年間、夢ある農業応援事業として、田畑の合計面積で10アール以上耕作し、かつ出荷販売のある農業者が購入する農業用機械に対し、上限はございますが購入費用の3割助成を開始しております。

さらには、昨年、農業用施設の修繕・改良等の集落補助金の補助率を9割に引き上げたほか、イノシシによる畦畔等の掘起し被害の復旧について農地農業用施設災害復旧事業補助金により支援してまいりました。引き続き、営農意欲を持続できるよう取り組んでまいります。

次に、資材・肥料等の高騰対策についてであります。議員がおっしゃるとおり、ウクライナ情勢やコロナ禍の影響等、国際情勢を大きく受けて、資材等農業分野にとどまらず、様々な価格が高騰している状況であります。

政府においては、資材等高騰対策として化石燃料からのエネルギー転換や施肥量の低減、国内堆肥の活用、燃油の施設園芸セーフティネット構築等、短期の費用補填的なものではなく、中長期的な視点での取り組みに対し補助事業を展開しており、その対象となる単位は農業者個人ではなく複数名以上の組織的なものとなっております。

ご質問にあります直接的支援でございますが、過去の減反奨励金といった所得補償政策や現在の中山間地域等直接支払交付金もデカップリングの一種で、まさに政府主導による支援であり、一自治体において今般の資材等高騰対策として直接的支援をすることはなかなか困難であると考えております。

町といたしましては、農業に影響する様々な動向を注視しながら、当町の現状を踏まえ、政府の講じる対策を効果的に実行できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） まず最初の、県道小林・館ノ川線の件について再質問をさせていただきます。

この県道小林・館ノ川線の延伸であります。確かにあの、その分は名前は変更せざるを得ないと思います。しかし、それも含めて、それは県と交渉されれば、なんとかなる問題だと私は思いますよ。それは何故かというね、役場から駅までの間、あそこ、福島県で最も短い県道なんです。ああいう、その県道があるんですよ。それ交渉もしないで、もう、できないんだというように決めてかかってももらいたくない。ちゃんと交渉してもらいたい。

それからまたあの、これは、私あの、今すぐという話でなくて、今後の大きな災害、そういったことがあった場合に、必ず安全なセーフティ道路となるというふうに思います。この前の、あの災害で、下のほうの人は本当に心配されましたよ。連絡を取ろうとして、行こうとしても、もう行けないと。まったくの孤立集落になった。だからこれをやってもらいたいという声が挙がっているんですよ。今、線状異常気象といって、どこにそのゲリラ豪雨がくるかわからない。そのゲリラ豪雨が、またこの前のように3日間降り続いて、1,000ミリ近い降雨量があれば、またこれ大変なことになります。あの川は、いくら流れるように今、設計されておるかわかりませんが、町長、それはどのぐらい流れる川に今設計されてやっておられるんですか。これ一つ質しておきたいと思います。

それから、重要なことは、滝ダムの時の構想に、その林道整備ということ、ずっと掲げてある。だから、十島から隣村の金山町のほうに向かって、あの郡境まで山を削ってできてあるんですよ。あの当時の技術ではそのぐらいしかできなかった。しかし、今はですね、まるっきり違いますよ。今の土木技術は。だから、そういうことを考えれば、上手にかわすというようなことではなく、これを前向きに考えていくということにしてもらえば、只見町のために必ず役に立つ道路になる。私はそういうふうに思います。

今、この電源の町は滅びるとさっきも言いましたけれども、電源の町というのは本当に容易でない。耕地は埋められてしまう。そこにわずかばかりの人が残る。あの道路だって、あの林道だって、よそに出ていく人は、私は関係ないからお金をもらっていきますよ。あの当

時はみんな、土地は提供、無償提供、そういう状況の中に何年も置かれた。だから私は、あのダムの立地地域の人達は行政が相当に本気になって面倒看なければならない。そのために固定資産税でも何でも、やっぱり町は収入増えているわけですから、是非そこを考えてもらいたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員のお質しにお答えをしたいと思います。

まずもって、今回の質問の要旨、まさしくそのとおりでなというふうに考えております。

町長の答弁にもございましたとおり、課題は当然あります。ありますけれども、その趣旨、末尾の中で、長期的視点に考えたときに、必要性については三瓶議員と同様だという町長の回答がございます。

こういった質問がありまして、担当課といたしまして、もう既に南会津建設事務所に、こういった趣旨の質問があつて、必要性、代替路線としての重要性もあるということで、課題はありますが、今後、研究、協議をしまいりましょうということで、既にお伝えはしてございますので、そういったこと、まず一つ、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほどあの、担当課長が申し上げた経過ありますし、私も先般、課長、副町長、一緒に、職員と一緒に柴倉から入って寄岩まで抜けるところ通つてまいりました。改めて通つてまいりましたが、やはり、これあの、一人では行けない道路だと当日思いました。岩が落ちていて、一人ではなんとも動かせない。二人、三人でよけながら行ってきました。本当にあの、改めて、危険なところでもありますけど、また平成23年の新潟・福島豪雨の本当に甚大な被害、流域の皆さんが大変な思いをされたことを思えば、本当に三瓶議員おっしゃるとおり、代替道路として必要な路線だということも改めて同時に痛感してまいりました。ので、その辺の取り組みにつきましては、先ほど縷々申しあげました黒沢橋の管理をどうするんだとか、様々な管理があると、それは現状認識をまずお伝えしようと思つて説明したわけでありまして、それを理由にしてやらないとか、弱腰になっているということではありませんので、そういった経過をご理解いただいたうえで、既にあの、農林建設課長が建設事務所と連絡とつておりますが、これからそういった交渉をしまいたいと思いますので、意思としては持っておりますので、引き続きのご指導とご理解を賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

下筋というところはやっぱりね、特殊なところですから、ダム建設という、非常に大きなリスクを持って、その中で進めていったというところですから、特段のやっぱり支援がなければ、あそこの部落、消滅してしまいますよ。下筋、消滅してしまうようなことのないように、ひとつお願いを申し上げたいと思います。

それから、東側県道のことについては、やっぱり東側県道、全部こう、抜けるべきですよ。だから、亀岡と小林間も、あそこにちゃんと立派なトンネルを掘って、冬期間も抜けるようにするということが理想だと思います。まあ、当時は、亀岡橋を立派につくって、そして、それでもって、これでいいでしょうと、なんとかなるでしょうという、そういう一時凌ぎ的なことをやられましたけれども、やっぱりそうでなくて、これもやる。そして、十島のほうも、歩いては本当に容易ではありません。ダムに落ちてしまいそうなどころもたくさんあります。したがって、ここは、今、県道に昇格してもらうことによって、将来のやっぱり只見町づくりの基礎になると思いますから、その点をきちっと町長もご認識をいただいて、県にきちっとものを言ってもらいたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 三瓶議員のご提言しっかりと受け止めさせていただきました。

議員は私以上に十分ご承知でいらっしゃいますが、やはりあの、同じダムといっても、田子倉ダムの時の補償基準と、滝ダムの時の補償基準は相当開きがあったというふうに承知しています。ので、同じ只見地区のダム開発といっても、そういった元々の違いが大きくなりますので、そういったことは常々、私も町職員当時から、当時の上司や町長から、その辺のことをわかって、町の職員は様々な下流域対策、只見の振興対策をやるんだぞということは常々言われてまいりました。

併せまして、先般、東京で、ダム発電所在市町村協議会の理事会がございましたが、全国で自治体1,700余ありますけど、そのうち540余がその協議会に加入しています。只見町も入っていますが、それで行ってききましたが、やはり、そのダムを持っているところ、発電施設を持っている地域が我慢して、都会が栄えているということはおかしいだろうということで、改めてその辺のあり方を、やはりダム発電施設が持っている地域がどうやってこれから振興策を講じていくとか、いうことをこれから考えていかなければいけないということで、

国会議員の先生方の議員連盟もできましたけども、そういった中で立命館大学の先生のいろいろお話も伺ってきました。私としては、その先生にいずれ只見町に来ていただいて、ご講演いただきたいなと思って名刺交換させてもらってきましたが、やはり、そういった方向性をきちんと打ち出して、それに向かって皆さん方のご意見やご提言をいただいて、みんなで頑張っていく姿勢が大事だと思っておりますので、そういった考え方は持つておるということを改めて申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 町長のご認識、そのとおりだと思います。

私もそのように思っております。

だから、この下筋が、集落が絶えないように、やっぱりしていくのが、やっぱり行政の大きな課題だと。そして、ダムをここに許可して造らせた町の責任でもあります。ここがやっぱりきちっと抑えておいてもらいたい。

そして、この道路については、いろいろ、まあ、課題あると思いますよ。やっぱりあの、トンネル開けなければ、とにかく交通できないというようなところもしばしばありますから大変だとは思いますが、是非これはダム町村の宿命ですから、これは必ず実現させていただきたいと。私も一生懸命になってやりますから、よろしく願いしたいと思います。

次に、脱炭素の問題に移らせていただきます。

脱炭素のことで、これは夢のエネルギーだと。水が分解されて、電気分解されれば、水素と酸素に分かれると。その水素を使って自動車を走らせると。あるいは電気をおこすということが出来るわけではありますが、今、この山梨県の米倉地域というところは、これは太陽光で全部賄いながらやっておられるんですが、山梨県の企業局と、それから東京電力とか、日立製作所とか、関連の、電力関連の会社が大勢集まって、そしてまあ、試験的にこれやっておられると。コストの問題が一番大きな問題だそうです。福島県の浪江町でもこれをやられましたけれども、これは原子力災害の対応として、あんまりよく検討されないうち、もうやられたのかな、よくわかりませんが、とにかく、これはもう採算取れないと。これは普通のエネルギーを使ってやるから、電気を使ってやるから採算取れないと。やっぱり、電気が安い、あるいはただ同然のものでなければならぬ。そうだとすれば、これはあの、夜間の余剰電力とか、今、もう5月から雪解け水と大雨が降るんでないかということで、毎日、



大量の水が流れております。その水が、余剰電力になるわけでありますから、そういうものを使ってやることをいろいろ研究されてはどうかと。一長一短の問題ではありません。大変な問題であります。しかし、よそではそうやって研究をしているところあるわけですから、町も早くそういうことに着手をしていけば、これはやっぱりクリーンエネルギーですし、只見は越後三山国定公園とエコパークという、いろいろなその自然との関りの深い、優れた自然の町として相応しいなというふうに思います。

まあ、私の発言は素人考えであります。素人考えであります、一つ紹介いたしますが、ここに水力発電が日本を救うという本がある。書かれた人は、国土交通省の元河川局長だった竹村公太郎さんという人。水力発電が日本を救うという題なんでありますが、これは年間2兆円超の電力が工夫次第でポンと活かして発生できるという、そういうことを書いておられます。これ、私、読ませてもらって、ああ、なるほどなというところがいくつかありました。やっぱり脱炭素社会というものが国際公約であるとすれば、私はいろいろ考えてみる必要があるというふうに思います。

それから、先ほどのこの只見川の河川、その流下能力、何トンで今やっておられるんでしょう。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私、今あの、間違っただこと喋ってしまって、後でお詫びしたり、訂正したりするの嫌なんで、後でよく調べますが、私は毎秒5,000トンとか、そういった認識を持っておりました。流下能力、伊南川と只見川、合わさってきますが、前回、そういったことで呑めなかったとか、様々ありますので、そういった認識でおりますけども、正確な数字は、間違っただこと言ったら大変申し訳ないんで、後でしっかり確認して、場所によっても、どの合流地点で捉えるかで違ってきますが、そういった量だったというふうな認識はしております。

それからあの、今ほどの本、私も実は読ませていただきました。そして、やはりあの、町といたしましては、やはり、これ、外国ではそういったところあるそうなんです、やはりその地元で興した水力発電の電気を地元で使う。ほぼ、お金払いますけど、普通の電力会社から買うよりも安いわけです。そういったことで地域振興に使っているという、そういったところ、外国ですが、そういう町はございます。それは伺ってきました。ですから、ただ、今の日本の制度の中でいきなり、それを言ってしまうと、いろいろ電力会社とか、事業者に

警戒されたり、いろいろこう、心配なされるかもしれませんが、やっぱりそれは一町一村ではなくて大きな組織の中で、そういった方向性をみんなを確認して、今、三瓶議員おっしゃる方向で、取り組みをこれから皆さんと共にやっていくという姿勢が、まさに大事になってくるんだろうなというふうに思いますので、引き続きご指導いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 私はあの、その戦後復興の原動力になった、その只見川水系、阿賀野川も含むわけですが、これは大変なやっぱり戦後復興に貢献をしたところであります。したがって、やっぱりダムの町が寂れてしまうというようなことは、やっぱり看過できないと。やっぱりそれに対する国、県の、やっぱり積極的な支援がなければ、この豪雪の中ではやっていけませんよ。これから。産業もなければ、わずかばかりの農業で生活していくというようなことではなかなかできない。公共事業ももうどんどん減ってきました。だから、その新しい仕事、新しい産業を目指すという点で、是非ともこの問題を県の企業局にその伝達をして、その研究はいかがですかという伺いを町長から立ててもらいたい。可能性があるかどうかわかりませんよ。しかし、そういう前向きな姿勢で取り組まれば開けるかもしれませんし、まあ、だめだかもしれません。しかし、アタックしてみることは大切なこと。そういうふうに思います。いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 三瓶議員とは目的といいますか、考え方は一緒だなというふうに、僭越ですが、そのように私は強く思っております。しがたいまして、あとはそれをどういった手段といいますか、方法で取り組んでいくのかということだと思っております。

今、三瓶議員、水素の話もいただきました。そういったことも研究していくこと大事だと思います。特に今般、国のほうは、議員おっしゃったように、東日本大震災以降、福島第一原発事故以降、やはり浜通りの復旧復興に特に力を、国策で力を注いでいらっしゃいますので、そういった一環の中でそのような事業が立ち上がったのかなという認識は三瓶議員と私も同じでございます。ですから、併せまして、そういったことを十分理解しながら、様々なこの手段を勉強しながら、目的に向かって取り組んでいくという姿勢はまずもって大事だなと思っております。

ただ、町といたしましては、昨日も一般質問の中でお答えいたしました、一つはやはりあの、薪エネルギー、あんまり人間社会と山が離れすぎてしまったと。今の社会は。それで、

結局、里山の利用がなくなって、杉林をいっぱい作って、結果、奥山と人が住む世界がわからなくなって、境界の緩衝地帯がなくなって、熊とかイノシシとか、様々な問題も出てきますので、やはり薪エネルギーも切り捨て間伐でなくて、ちゃんと利用すればカーボンニュートラルに貢献しますし、そういったこと含めて昨日のキノコ、榎木栽培とか、様々な循環の中でもできる方法もありますので、それも研修しつつ、今取り組んでますが、やりながら、今議員おっしゃったこともまた併せて、様々、研究、教えを請うとか、そういったことに取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 昨日は私も、良い質問されるものだなというふうに思いながら聞かせていただきました。やっぱりそれは昔から只見にあったものですから、そういう分野をちゃんときちっと開拓していくということは大事なことです。しかし、それとこれとはまた別なんですよ。私の言ってることは。だから、それをその、やっぱり未来のエネルギーとして県の企業局あたりと十分に協議をされて、そして可能性があるかどうか、探ってもらいたいというのが私の質問の趣旨です。よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） わかりました。

そういったことで県の企業局と、そういったことをいろいろ教えを請うといいますが、ご相談は申し上げたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） どうもありがとうございました。

それではあの、次の米価下落と資材の高騰、肥料の大幅高、そういう異常な事態になってしまいました。これはあの、政府の方針もありますが、やっぱりウクライナの外部要因が非常に大きいわけです。そういう中で、やっぱりあの、只見の基幹産業は農業だという位置づけでずっときてます。だとすれば、この農業が、水田農業がやっていけるのか、やっていけねえのかと、ここでやっぱりあの、町の中歩いてみると、随分、耕作放棄地が増えてきましたよ。こういう状態でありまして、食糧危機の問題もまた片方で起こっている。そういう状態の中で、この農家支援というものを町長は機械とか、種籾とか、そういうもので農家支援を行っていますというお話であります。しかし、それだけでは間に合わないというのが今の実態ではないかなと。私のところにも、いろいろ、もう、なんとかしてくれねえかというこ

とを言ってきてる人もおりますから、やっぱりこれはあの、もっと支援の輪を広げなければ、ここ、乗り切れないなど。ここを乗り切ることが大事なんです。だとすれば、やっぱり直接支援方式というものがどうしても必要だなというふうに思います。これは経営の問題ですから。経営も資金がショートしてしまえば経営は終わりですから。ショートしないように、なんとか持続可能な農業経営ができるように私はもって行ってあげたいなというふうに思います。そのためにはもう一步広げてもらう。それが大事だと思います。

それで、お伺いしますが、近隣町村で、その直接支援をされているところもあろうと思いますが、どことどこで、どの規模で、どのぐらいの規模で、もし、されているとなれば、やられたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 資材高騰、肥料高騰の部分であれば、まだ、自治体のほうで支援を開始したという情報については承知はしてございません。ウクライナ関係であったり、コロナ関係での資材高騰については実施をされているというところは現在捉えておりません。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 農協の買入れ価格なんかが、パカンと下がってしまったという中で、去年あたりのことですか。これで相当、痛手を被った農家は多いと思います。そういう点で、価格面でのその現金給付的な支援というものはありませんでしたか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 昨年の米の概算金の下落によつての直接支援というお質しだと思います。近隣町村では、様々、実施をしないところも勿論ありましたけれども、近隣町村では10アール当たり2,000円から3,000円が概ねですけども、5,000円、10アール当たり5,000円の支援をしたところもありますし、1万円の支援をしたというような自治体もあるというふうに承知をしております。只見町におきましては、基本的にはあの、米価というのは需給バランスで設定されていくものです。概算金ですので、当然、精算もあるわけです。ですので、精算金まで見て米価というのは当然決定をされるというふうな認識をしておりますが、町としましては、昨年、その米価の下落については、基本的には大農家さんは既にもう、それを補填をするような収入保険であったり、そういったものに、もう既に加入をされていて、9割の減収があった場合、それに係る、またさらに9割ですか、の補填があるというような制度に加入をされておるといふような実態もありますので、その

米価の部分についての補填というような支援事業は実施をしなくて、次期作支援ということで令和4年予算において、先ほど議員がおっしゃられたとおり、種籾の助成金として令和4年に430万円の予算を計上させていただいたところです。併せて、10アール以上の販売農家さんに対して、販売の規模は勿論変わりますけれども、3割の助成、上限100万円ということで機械購入への助成を実施をいたしました。機械購入の助成ということであると、例えばですけれども、10アールあたりに換算して、10町歩の作付けしている農家さんが、3割100万円の上限の、今回、農機具助成を受けた場合ですと、10アールあたり1万円に匹敵する支援にもなりますし、5町歩、5ヘクタール実施をされている農家さんであれば、100万円の上限ですと、10アールあたり2万円ですか、2万円の助成。20ヘクタールですと10アールあたり5,000円の助成と、そういったような支援と同等な金額になるというふうに考えております。もう既に、夢ある農業の支援事業に交付決定をしたものについては、もう12農家さんございますので、そういったことで今は、昨年度の米価下落については対応させていただいたということでご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） それは理解いたしました。

町もできるだけ、いろんな、様々な点から支援を申し上げているということはわかりましたけれども、やっぱり先立つもの、お金の問題ですよ。お金の問題が、やっぱり不足してしまうと、経営がパンクしてしまうということになります。その経営のパンクしないような安全対策というものは必要だと思います。

公共事業で申し上げますと、何パーセントで、その設計単価の見直しをされるのか。これは農業の部分ばかりでなくて、様々な分野のことで、やっぱり整合性があつたほうが良いなというふうに思うので、その点をお聞きしたいと思います。いくらだったら、いくら下落幅があれば、あるいは資材高騰の幅があれば見直しするということになってますか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 基本的には設計単価で、工事請負費といいますか、工事を発注する際はそういったことで実施をさせていただきますが、いくら下落というか、主要構造の部分においての一定の金額があつた場合というようなことでの実施と、そういったところでの補填というのは制度上ございますので、制度の中で実施をするということになります。で、あと、議員の質問の本旨というのはまあ、いわゆる、今回、米価下落ではなくて、肥料

の高騰であったり、生産費の高騰があって、その部分についての直接的支援についてのお話しだというふうに理解しておりますけれども、今年につきましては、基本的にはあの、肥料と資材も含めてですけれども、通常は前年に注文をなさって、既に、秋、一部の部分はあろうと思いますけれども、既に納品はされていて、資材、肥料高騰する前までなんで、本年の作付けについては実施ができるものと思います。ただ、突発的なものが当然ございますので、その部分は、当然あの、高騰する可能性ありますけれども、JA等とも含めて、そういった対策、こういった状況を鑑みて、秋に必要なものについては、おそらくあの、近日中には通知が農家さん等々には出されるかとは思いますが、7月中旬ぐらいまでには高騰しない価格での販売ができる、するような形で、在庫がないとなかなか難しいでしょうけれども、そういったような手立てを取られるというようなことは伺っております。

来年度については、当然、議員お質しのとおりですね、肥料の、等々の高騰が出てまいります。そういった時に、確かに農家さんは、非常に相当な心配をなさっているというふうに考えております。先ほど申し上げましたとおり、米価であれば収入保険等々の諸施策がありますけれども、その生産費に係る部分というのは、実際的には、制度的にはございません。ですので、先ほど直接支援というお話ございましたけれども、国、県のこれからの、こういったような状況を、施策を立てていかれるのかを含めてですね、確認をしながら、必要であれば町でも支援の施策については検討はしなければいけないというような認識は持っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 大体わかりました。ありがとうございます。

そこで、私が知りたかったのは、公共事業で、例えば3年なら3年間の計画で受注したと。しかし、その間に価格が、資材の価格が暴騰してしまったというような場合は、何パーセント暴騰すれば見直しをかけるのかと。まあ、その比較の問題ですよ。今年の農業の肥料なんかも、やっぱり暴騰していると。肥料価格、約2倍近くなっているでしょ。そういうような暴騰してしまうと、経営に本当に支障を来してしまうと。一年に一作しかないんですから。まあ、そこを町はやっぱりあの、一定の経営が容易でなくなってしまうと、もう二進も三進もいかないというような状況になる前に、ちゃんときちっと手を打ってほしいと。そのためにはどうしたらいいのかという対策を、やっぱりここでよく議論していきたいという観点から質問しているんです。そこの建設業の場合、どういうふうになっているんですか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、建設業の場合は設計単価というものがあまして、その価格変動、町としては県の設計単価を準用しておりますので、そういった形で設計単価を見直して、その時点でのその金額に応じた発注というようなことで進める形になっております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 私は農業のね、今度の肥料の問題なんかも含めて、やっぱりあの、えらい大幅なその変動があった時には、やっぱりそれを救済してやるということを町で是非考えてもらいたいなど。これは持続可能な農業のために是非そうしてもらいたい。

町長、いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 議員おっしゃる趣旨、ご意見の趣旨は十分理解できますし、まったくそうだと思います。ただあの、やはり整理していかなければいけないのは、やはり公共事業はあくまでも公共のためといいますか、川であったり、道路であったり、今更ではありますけど橋であったり、職業の如何に関わらず、みんなが利用するもの、物流とか、救急車走ったり、消防とか、様々な、通勤通学、そういったものに使う、あくまでも公共事業でありますから、そういった名前がついております。あと様々な、農業者も、商業の方も、様々な自営業の方も、それぞれ頑張って、一生懸命お仕事なさってますので、その辺のひとつ、縦分けはあるのかなというふうの一つ思います。

そのうえで、先ほどおっしゃった、昨年、1反当たり3,000円とか、5,000円とか、話ありましたが、そっちの方向は只見町はとりませんでした。やはり、それはあの、どちらが良いか・悪いかじゃなくて、適当かどうかじゃなくて、私は焦点のあて方だと思います。やっぱ今年が、米価下がったから今年の分を補填して来年に繋げてもらおうかという焦点のあて方の施策と、あと来年に向かって種籾の助成だったり、田植え機とかトラクター買う時に3割の補助をして、それでやってもらおうかという焦点のあて方、どこを、どうあてるかのあて方だと思います。併せまして、やはりあの、今まで農業は基本的に個人への支援ではなくて、そういった法人であったり、組織への支援をしてまいりましたので、その辺のことはあります。あとはその後、ウクライナの危機で様々な資材や、本当に全てのものが高騰して大変なことになっておりますので、それはまったくそのとおりだと思います。それは

国のほうも対策を講じられると思いますし、県のほうも講じられると思います。併せて、町も、町としてできる限りのことはやっていかなければならないと思っておりますので、それは今後の国や県の動向並びに町としても様々な、隣接市町村の動向を注視したうえで、議会担当常任委員会にご相談申し上げながら、相応しい施策を講じてまいりたいと思っておりますので、是非、ご指導とご理解を賜りたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 個人あるいは法人関わらず、やっぱりあの、農業やってる人は、公共事業同様に、食料という一番大事なところを担ってるわけですから、やっぱり町は基金でもなんでも創設して、そしてあまりの大きな価格変動があった場合には、それを直接支援していくというようなことを私はやるべきではないかと。そうでないと、こういう小さい零細なところで、米作農家というのは、なかなか成り立ちませんよ。私もあの、ある人のその、受託農家に行ってみたが、もう機械の借金と、それから働いてもこれは間に合わない、というような借金の追いまくられるというような状況もあるわけですから、その辺はもっと調査をして、持続可能な農業というものを、どういうふうにやっていったらいいのか、是非とも考えていただきたいと思っております。

もう一回お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） そういった、本当に厳しい環境の中で営農に取り組んでいらっしゃる皆様方に改めて敬意を表したいと思っております。

あと昨年もございましたが、例えば、従来、イノシシが、ぬたっていいですか、畦畔壊されたものは個人で努力されていましたが、ミニバックホーで壊されたほどすごいところに、個人で対応できないぞというご意見をいただいたので、町では災害復旧事業として、皆様のご理解を得て、災害復旧事業補助金に該当するようにしました。

また、農業用水路が、なかなか長年、漏水して大変だということで、基本7割補助だったのを、集落座談会やって、そういう声があまりにも多かったということで7割の補助率を9割に上げました。ですからそういう、地道ではありますが、そういった努力はさせていただいておりますので、今後の今、議員おっしゃっていただいたことも趣旨は十分わかりますので、制度としてどのように組み立てることができるかということは、議会並びに担当常任委員会とご相談、ご協議させていただきながら、その方向性に向かって様々検討させていただ



きたいと思いますので、引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 町長、是非、担当常任委員会と協議のうえ、そういう方向で検討を積み重ねていていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 質問時間60分になりました。

これで、11番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

次に、7番、酒井右一君の一般質問を許可します。

7番、酒井右一君。

〔7番 酒井右一君 登壇〕

○7番（酒井右一君） おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1番として、只見町中心市街地構想についてであります。

これについては、3月からの継続であります。よくわからなかったのもう一度質問ということになります。

この構想は平成26年から29年度までの4年間という長期にわたる時間と巨額の財源を費やし、予算を費やし継続されたものであります。町長、この事業を振興計画から外されたようですが、この事業は放棄されたのか、町長の考え方を伺いたします。

2番。町の産業活性化について。

様々な方が一般質問でもおっしゃいましたが、町は超高齢化が進んでいる。特に生産労働力が激減しております。総人口も今日ただ今、3,000人台となったわけでありまして。3月の一般質問で町の基幹産業は何かと町長に聞いたところ、町長は各種の業種の生産額等挙げられましたが、仕舞いに、自ら、答えになってないかもしれないと締めくくられました。只見町町民は何を生業として今後食べていくべきか。その方針を是非、示して町民に活力、希望を与えていただきたい。また、新しい産業を、現在の膠着した産業ではなくて、また新しい産業を興す考えはないか。町長の考えを伺います。

それとあの、これ、議長にお願いですが、資料を用意してきましたので、資料の配付をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 7番、酒井右一議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、只見町中心市街地の構想についてであります。

当初は鉄道での運転再開は不可能と思われておりましたJR只見線が、いよいよ10月1日に全線で運転再開いたします。これまで11年間という長さにわたり、JR、国や県はじめ沿線自治体の皆様や多くの関係者の皆様のおかげの、ご理解とご協力があった全線再開の運びになったというふうに思いますので、この場をお借りして改めて心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、この事業の計画策定時点と比較いたしまして、新型コロナウイルスの感染や世界情勢の大きな変化等によって、物価の高騰や世界的な半導体不足等先行きの不安が増幅するなど、様々な環境が大きく変化しておりますが、基本的な中心市街地として、いかにこのエリアの活性化を進めるかという観点では相違するものではございませんので、計画書の中で活かせる内容については引き続き参考にさせていただきながら、今の時代に相応しい事業展開を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

まずは、10月1日の只見線全線運転再開に向けて駅前の賑わい創出事業を進め、次にJR只見駅舎の改築を検討してまいりたいと考えております。

これらの駅前エリアの整備を行うことで、この中心市街地エリアの活性化を着実に進めたいと考えております。

次に、町の産業の活性化についてであります。

生産労働力の減少につきましては、酒井議員のお質しと同様に認識をしており、昨日の一般質問でも答弁させていただいたとおり、働き手の確保が困難な状況であると認識しております。

町の基幹産業の認識につきましては、一般的には農業ということになるかと思いますが、様々な視点があるという答弁をさせていただきました。その際にお示しいただいた只見町産業振興基本構想におきましても、基幹産業は農林業と観光という基本方針を示しておりますが、この期間産業との連携により町内全産業の活性化を果たすという基本が示されており、建設業や製造業も含め、町内の産業全てが町民の生活を支える重要な生業であると考えてお

ります。

町内事業者等の皆様とともに連携して政策展開していくことが肝要と考えており、そのための体制の充実を図る必要があると考えております。

つきましては、来年度に向けて、こういった商工労働施策をさらに進めていくための機構改革を検討しているところでありますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まずあの、ご丁寧な回答いただきまして。

この中で、若干、補足説明いただきたいのでお伺いしますが、回答文中、1番の中心市街地活性化についての、このエリアはつまり、どこですかね。エリア。

それから中段、エリアのすぐ下にある、計画書。この計画書とは何のことを言っているんですか。この二つ。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどの酒井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず中心市街地というエリアでございますが、役場のあります、駅前庁舎のあります交差点から駅周辺までのエリアを想定させていただいております。

それからあの、もう1点が、計画書というのはそれぞれの年度で作成されました計画書でございます。26年、27年、28年、3ヶ年の計画書の中身を踏襲させていただきたいという…

○7番（酒井右一君） 中心市街地かと聞いている。

○地域創生課長（目黒康弘君） 中心市街地の計画書といたしましては、26・27・28年度まで商工会のほうで報告等させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） このエリアなり、計画書というのは、中心市街地活性化構想の中のA・B・C・Dゾーン、さらには別枠としての只見駅周辺のことだと確定いたしました。

この計画書、つまり中心市街地活性化計画の計画書の中で活かせる内容については引き続き参考にしながら事業を図ってまいりたいと、こうおっしゃってるわけですが、実はあの、これはあの、今、私も思っておりますが、これは、みんなで挑戦、只見町産業おこし計画というものが1冊ありまして、その次に、只見町産業懇話会が作りました産業構想。ここに二

本立てになっております。これが、たしか22・3年にできたものでありまして、計画書の中で活かせる内容については引き続きこれからやっていくというふうに、これ読めますが、この間、20数年間において、これは活かされてこなかったということでしょうか。

それと、これ、活かすと書いてありますが、我々、議会も共通の一つの標準として、第七次振興計画というものを読み砕いて、さらには実施年度、後期・中期・前期と、こうある、そういう中で承知をして、そして、さらには実施計画というものを説明されているわけでありまして。これについて、私は実施計画見てみましたが、バラバラにこう、これがそうだとやわれればそうなのかなと、あるいはそうではないと言われればそうではないのかなと、なかなか明確なものが、この中心市街地活性化計画書の中のものが表現されているとは思えないものであります。ですから、今申し上げた、この2点について、つまり20何年も前に作ったものが何故今これからやるのか。既にやって、相当な結論が出ていて、本来であれば、どのような現実が今、評価できたのかという話であります。これからやるということは納得できないわけでありまして。

それから、振興計画の中に、文言の評価は、これはどうでも読めますから、であります。これについて、振興計画の前期・中期・後期という中で、どの部分でされておるのか。

この2点をお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） まず1点目でございます。計画書の産業振興懇話会ということで、今回活かされているのかという点でございますが、町長の答弁書にございました、活かしていくという計画につきましては、26年から28年までの商工会のほうと共同でやらせていただいた中心市街地活性化計画の中に基づくゾーニングまたはエリア内での施設整備の関連でございます。

それから、2点目の振興計画の中で散りばめられているといったような中身でございます。いくつか、確かに分かれてございます。1番はあの、項目別でいきますと、やはり商業とか、の中心となってきますので、働きがいのあるまちづくり事業としまして、全体の商工業、活力と賑わい、そして持続のある商工業の確立といった中で、一つ目としては、国道289号八十里越開通を見据えた中心市街地の整備と、こういった中身が入ってございます。それと併せまして、④番目になりますが、若干、表現は変わってきますけども、観光客の立ち寄り拠点、ここでは道の駅となっておりますが、そういったものの、必要なものの整備というこ

とで、前期・中期といったようなところにまたがった内容で、こちらのほうは若干、名称等は変わっておりますが、記載をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） ちょっと説明というか、質問の仕方がまずかったのかなと思いますが、つまりあの、平成15年頃作られました産業おこし計画の中の13ページに、中心市街地の、中心商店街の形成ということで、中心市街地の構想の骨格が書いてあります。というのは、大括りにすれば、これはあの、観光商業で外貨を獲得しようというページになりますが、この中を読んでも、現中心市街地活性化構想、この辺から起こっておるわけでありまして、ですから、中心市街地活性化構想、商工会に委託したのが26年と言いながら、実際には発案されたのは、すぐやろうという中で発案されたのは平成15年であります。なんで、これから、なんでこれからやるのかなという質問であります。この計画書に基づいて、振興計画の中に表記された部分を探してみたけれども、まあ、見つからなかったということでお伺いしたわけです。ここにそれありますので、そこを示していただければ、ああ、そうかという話になります。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 説明不足で大変失礼いたしました。

まず平成15年ほど前の産業構想振興懇話会の中の計画書につきましては、私、すみません、細かい資料がそちらのほうまで不足でしたのであれでしたが、従来、以前より、駅前の賑わい、活性化という部分に関しては、以前よりも、そういった形で議論とか、町のほうで計画をされていたところであったかと思われまます。そういった中で、時代も変遷しまして、まず大きな取り組みで平成26年に中心市街地活性化計画と、当時はあの、町のほうでエリア分けということで、大きな事業内容を町のほうで考えておりました。そういった中で、当時の新聞にも書いてございますが、基本計画をまとめた中では、庁舎の跡地といったところがございまして、道の駅の認定も視野に入れた（聴き取り不能）交流施設を提案していくといった中で、駅前の駅の整備、そういった中身も含まれておりました。そういった当時の状況を鑑みまして、26年に商工会と協力してできたのが中心市街地活性化報告書でございます。

そういった中でゾーニングのほうの中で、具体的に第七次振興計画の中で申し上げますと、ちょうどお持ちということでしたので、先ほどの部分になりますが、ページにしまして10

7ページになります。107ページの右側の上段、(2)観光商業への対応ということで、先ほど、こちらの中で①の国道289の中心市街地の整備。それから④立ち寄り拠点、道の駅等の整備ということで申し上げさせていただきました。その下、関連があるとすれば、5番ということで、地域経済の発展を担う魅力ある観光の推進ということで、(1)の①まちづくり会社といった中も、地域マネジメント組織、②とございますが、こういったあたりも活性化事業の中の報告書で検討もされて、報告もさせていただいております。名称等々は違っておりますが、こういった中を含めて、あのエリアをいかに活性化していくか、施設、それからあり方というような形で報告をさせていただいた中身になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 確かにそこが問題で、これですな。これはもう10年計画で、あと2・3年、3年弱しか残ってないわけです。結局、随分長い間、はっきり言えば、課題は平成15年頃わかっておったと。しかし、今日の現状はその課題が解決したのではなく、さらに傷が深くなってしまったという現状に非常に憂慮をしております。なので、これと、中心市街地と、それからまあ、質問の項目にはないですが、賑わい創出事業という、町長が新たに作られました道の駅計画を通して賑わい創出をされたと。この辺を総合的に勘案すれば、これは実際の実施計画の中ではどのような表現をされて、実際の実施計画に載っておるのかと、それはあの、代表的なもので結構ですが、教えていただきたいと思うわけです。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） お時間いただきまして大変失礼いたしました。

当初、令和4年度・5年度の実施計画書の中には記載はされてございません。なので、途中で変更という形で追加という形で実施計画の変更承認をいただいた中に、賑わい創出事業ということで今般の予算のほうを組み入れさせていただいた形であったかと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 賑わい創出事業というのを申し上げたわけではなくて、町長の第1回目の答弁の中に、この計画、つまり中心市街地活性化計画は、こうした実施計画とか振興計画の中で随時活かしていくというような発言がありましたので、それがどこにきているのかなということを聞きたいわけです。

今の説明員の話をお聞きすると、賑わい創出の話が出ましたから、この賑わい創出というのは中心市街地活性化の中の一部を言っているのかなと、そういうふうには聞こえましたが、そ

れでいいですか。

二つですよ。いわゆる中心市街地構想は、こういった計画の中に活かしておるんだと、活かしていくんだというので、今、実施計画を見ております。二つ目は、賑わいに触れましたので、賑わいについて、変更して、賑わい創出事業をこの実施計画に追加したことは覚えておりますよ。持ってもいますが。そういったことがその中心市街地に含まれるということなのでしょうから、そこを確認しておるわけです。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 議員お質しのとおりでございます。

中心市街地活性化構想の中で出ておりました、名称は変わってございますが、今回の賑わい事業は中心市街地活性化構想の中にありました、商業施設の関連の一部といったような形で、名称は違いますけども、そういった形で活かさせていただいているというご理解でいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 前回、3月には、執行部は、いわゆる政策を執行するわけでありまして、政策の継続性は担保して大切にしていっていただきたいということを申し上げまして、それはそのとおりだなという回答を得ております。そうであれば、この振興計画ないしは実施計画の中に、中心市街地活性化計画、こう表記されておれば非常にわかりやすいわけですよ。中心市街地活性化計画、大体、全部で4編ありますが、分厚いものです。みんな読むのに大変時間がかかりましたが、みんなやれば大変良いですが、町長おっしゃるとおり、その中からピックアップしながらやっていくことが、これ大切だと、そういうふうに思いますから、それを振興計画で何故表記しないのか。実施計画に表記してあれば、その中のこの部分はこうしますよという話になります。賑わい創出事業を変更して、振興計画、実施計画の中に入れたと。わざわざ入れる必要もない。中心市街地が全部包括しておりますから。そういう意味で聞いております。

3月でも申し上げましたが、やはり町長答弁は、中身を汲んで入れていくという話をされました。ただ、そうしますと、バラバラに事業を入れたんでは、その事業の理念がわからないんですよ。やはり、基本計画、基本構想、そして実施計画に裏付けられた事業であれば繋がりがわかるのでわかります。そういう意味で、これは中心市街地活性化計画と同じ中に取り込まれているんだというのであれば、何故、中心市街地活性化計画を推進目標を立てて、と

いう形で入れないのか。あと2・3年でこれ終わりますが、深刻な問題は今、三瓶議員もおっしゃいましたように皆さん言ってますよ。これを改善できるか・できないかは、この町の運命にかかりますし、歴代の町長ができなかったから、今日、この停滞が今あるわけです。なので、今、斬新な頭脳を持ち主が集まっておりますので、是非これを、中心市街地活性化計画構想を、これには4編もあって、基本もあって、やり方、全て書いてあります。

さらに言うのであれば、この計画書は渡部町長がおそらく編集されたんだと思います。中見てみますと、後で聞こうかと思いましたが、経済同友会をつくるとか、あるいは只見町版の経済同友会をつくるだとか、それから、まちづくり会社、仮称株式会社自然首都只見の設立々、これはあの、渡部町長、当時の持論でありますから、おそらく、良いことですよ、そういうふうな、この中に中心市街地エリアを今おっしゃったとおり活性化計画、これを表記すれば皆わかるわけですよ。賑わい創出を見てみますと、くどいようですが、賑わい創出の中には、その他の中で産業連携とか、2行ばかり書いてありまして、これは何の理念もない。ですから、同じことだと今、説明員が言っていましたから、賑わい創出と中心市街地と。であれば、大きな理想を持った、掲げた中心市街地を、振興計画の中できちんと振興管理していかれたらどうですかということ聞いております。それが三瓶議員もおっしゃいました、この町の産業が何か、どうしたら振興していくのかということに繋がっていく話になります。個別手段の話ではなくて、大きな目的、掲げるべき表題についてお答え願います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私は大変あの、背中を押していただいた、

○7番（酒井右一君） 押しましたよ。

○町長（渡部勇夫君） 面持ちであります。本当にあの、中心市街地活性化事業は、議員おっしゃるように、元々、改めて申し上げるまでもなく、元々、中活三法という法律があって、一番代表的な法律が大店法で、やはり大きな店舗が町に入ってきて、小さな市がつぶれてしまっは大変だと

○7番（酒井右一君） 条例改正したの、俺だから、わかる。

○町長（渡部勇夫君） すみません。

そういうことで、法律が変わりました。そして、平成25年か26年に法律変わって、只見町規模でも、当時の只見町規模でも法律に該当するようになりました。その時、只見線が通っていませんでしたから、なんとか只見線を通る呼び水にもならないかということで、い



ろんな国会の先生にもお願いして、その中活の中に手を挙げたいということで意思表示して、商工会の方や、大学の先生や、関係者の方々がお骨折りいただいてまとめていただいたということでございます。その後、様々あって今に至ってますが、そういった中で只見線が全線再開通するという事になって、これはあの、駅前賑わい創出だということになりましたが、たぶん、議員おっしゃるのは、そんなあの、部分的な話でなくて、もっと理念、目的をちゃんと持った計画が、そもそも中活法で、の計画であったわけだから、その辺のことをちゃんと踏まえて、はっきり言えば、おどおどしないで、まちづくり会社とか、様々なものをちゃんと理念をちゃんと示して、振興計画に、振興計画といいますか実施計画に載せて、きちんと堂々と説明するのが本来の筋でしょうというお話だというふうに受け止めました。まさに、恥ずかしながら改めてそう思っております。やはり、今般は只見線の全線再開通、それに間に合うために、なんとか早く店舗をつくらなければいけない、いけないということで、店舗を今、発注して間もなくできますけど、そして、数年後には駅舎の改修という方向出してますけど、やはりその先には、昨日も一般質問で、第三セクターの経営統合の話してます。それ、まさにまちづくり会社の話です。そして、様々、山菜のことであったり、ぜんまいのことであったり、

○7番（酒井右一君） 時間なくなっから（聴き取り不能）

○町長（渡部勇夫君） 時間なくなるんで、やめますが、趣旨は十分伝わってまいりましたので、そういった改めて来年度に向かって、その辺のところをちゃんと整理して、事業の進捗管理をしていきたいと思っておりますので、引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） つまり、振興計画は、もう終盤ですから、あと、おそらく賞味2年ぐらいですよ。2年とちょっとありましたかね。今度、第八次になるわけです。そこまで待たなくても、待てないわけですよ。このお配りしたのを見ると。ですから、早く、枝葉の話をしてしないで、申し上げますと、いいですか、只見線開通して、例えば一日50万のお客さん来て、どこに泊まりますか。どこで休みますか。今、旅館がちゃんと稼働しているところは、私が雪まつりやっていた頃は37件あったですよ。今、聞いてみたら6件しかない。6件のうち、お客さん受け入れられるところは2件ですよ。こんな状態で枝葉の話をしてても仕方ありませんから、そこも含めて解決する必要がありますので、言ってみれば、飲食宿泊事業補助金の成果をこれから聞こうかと思いましたが、時間がないので、飲食宿泊事業補助金という

のは、ここにも書いておきましたが、産業振興対策補助金とまた別の補助金ですから。そういったものを使って、いわゆる奨励補助として産業を振興させていこうという大きな理念があるわけですから、根幹について何故ここに書かないのかというのを聞いておりますから、早急に、今、担当課長が、説明員が答弁されたように、振興計画を改正、変更して、そして中心市街地活性化の、これは全部やれは無理ですから、できる分からやるというような形で入れれば、いいじゃないですか、中心市街地活性化（聴き取り不能）その中に賑わいを創出しましょうと、あるいは産業振興しましょうと、そうすればこの、ぴったりこれ、はまりますよ。それを今、どうしますかと、政策の継続化含めて聞きました。面倒な話ですが、単純なんです。中心市街地活性化構想を、この振興計画の中に管理してください。それだけです。何故そう申しますと。配付した資料、これ、これまでに中心市街地活性化構想に投資された予算、投入された予算です。総予算。平成26年に834万6,000円。翌年、27年に190万。28年に450万。29年に540万。これ、予算の投入された総予算です。決算はまた違いますが、合計で2,014万6,720円。これだけ投入してつくったものを、やはりこの振興計画で取り入れて、疲弊して、もう息も絶え絶えになってしまったこの只見川のこの地域。しかも、国に対してものすごい貢献をしている地域。昔、駅前通り通りますと、鬼が面、あれは横山ですか、見えなかったものですよ。びっしり並んで。今、スッカスカだから、道路からよく見えますよ。なんでこんな状態になっている。それは20年前、平成15年から予測をしておいて計画をしておったのに、これまで政策の継続性がなかったんですよ。振興計画に上げなかったからですよ。だから今回は、なんとかその大きな目的のために何をすべきかということ、何をすべきかはわかりますから、大きな目的をまずつくって進行管理をしていただきたい。それを申し上げております。端的に、この中心市街地活性化事業の推進について、振興計画に1項目入れていただけますか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 議員おっしゃる趣旨は十分受け止めさせていただきましたので、その辺は検討させてください。そういった、通常ですと、今まで、10年・10年でやってきましたので、その途中で改定するということはたぶん、ほぼなかったと思いますので、ですからその辺は全改訂でなくて、その部分だけとか、例えば、そういったことも含めて様々検討させていただいて、そういった中で今、議員おっしゃるように全体的な進行管理、中心市街地活性化、その中に様々なもの含まれてきますけども、そういったことで検討させていただ

きたいなというふうに思います。引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まずあの、私はあの、町長言われたとおり町長の背中押しているんですよ。今。本当に。足引っ張ってるわけじゃないですよ。なんで、さっき説明員である担当課長が、あれは道の駅を落として賑わいを上げたよ。実施計画上ですよ。基本計画に上げたわけじゃない。それはいつでもできるんじゃないですか。それを言ってます。それ、一つ、回答お待ちしますが、一つ、参考にですよ。

もう待てないというのは、また資料に戻って、この人口の増減。人口の増減ですよ。つまり、この表を見ていただきたいんですが、2015年から2021年までの直近のものを、これを計算したものです。これを見ますと、驚愕な事実なんですよ。昨日あの、小沼議員も年齢構成で大変貴重な資料をいただきました。これは、いわゆるあの、指定統計に基づいた幼少人口と、それから生産人口、高齢人口。これを、これ、バックデータにもものすごいデータありますけれども、総括表だけ写して持ってきたものです。これ、幼少人口が平成15年に対して18.78パーセント減っておるんです。生産人口も12.39減っておる。それから65歳以上の高齢人口が2.43。減らない。減ってくれと言ってるわけじゃないですよ。ただし、これね、5年・10年経つと、幼少人口である18パーセントが生産人口にくる。生産人口のうちマイナス12パーセントがまた上さスライドしていくという結果ですから、この結果だけを見ると、昨日の小沼議員の資料と合うんですよ。それで現時点の町は3,000人台であるけれども、只見町の人口ビジョンで設定しておる3,000人、到底、維持できないのが現実であります。私、これ、独自の計算ですから、おそらく、只見町人口ビジョンで目標年度としている年に、只見町の人口は3,000人ではなくて1,800人台というふうに、ずっとこれ、私、議員になってから計算してますので、そのような計算結果になります。

ちょっと遠回りしましたが、そういった状況でありますから、特にその、JR只見線と、289号線と、それから252号線、それから駅前道路。ここの結節地点については、これは地形から見ても、地政学から見ても、ここに拠点を置かなければならないわけですし、今のような、向こう側がスケスケになって見えてくるというようなことでは到底これ、なりませんので、なんとかひとつ、中心市街地を活性化させて、エリアは先ほどの答弁ありましたから、活性化させてください。雪まつりだって大変、只見、有名になりましたが、やっぱり

これも10年か15年の歴史があるわけですよ。今また衰退してますよ。雪まつりのことだったら、私よく知ってます。物事には段取り、順序、時間がありますので、それをしっかり基本計画を立てて、そして、中心市街地活性化、その中には賑わいもある、駅の改修もある、そういう理念があれば、今まで2,000万もかけた中心市街地活性化の調査報告書が活きるわけですよ。なんとかここは、せめて今すぐでも変更できる、実施計画の中に新しく組み入れてください。そして、組み入れた中で賑わいをやりましょう。何度も言いますが、これ、町長の政策的な大きな事業として後押しをしますから、私はあの、応援者ですから、なんとかひとつ、私の意を酌んで早急にやっていただきたい。

それから、今度、その機構改革をされるそうですから、相当あれも時間かかりますので、今の問題は、こういうその、企画政策的なことを、いわゆる観光商工課に任せるではなくて、企画政策として一本で束ねて考えているところをもう少し充実させる。そして、もう少しその、企画担当課、そこの仕事を整理して、企画担当課に、いわゆる現場の事業をさせるようなことをしないで、企画は企画専門に考えていくと。そして、現場の担当、観光商工課なら観光商工課の意見を聞きながらやっていくと。そういうスタイルが私は良いかと思えますから、なんとかその辺も今回の機構改革に合わせて十分な検討をしていただきたいと思うわけですが、いかがですか。二つ言いましたよ。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 誠にあの、力強い応援のメッセージをいただきましてありがとうございます。

実施計画については、早速、その方向で検討していきたいというふうに思います。

併せまして、やはりあの、平成15年当時の産業振興対策事業補助金の資料提供いただきましたけども、やはり当時、まだ人口も多くて、様々な年齢構成も違っていたという中では、やはり行政が、それぞれの頑張っている方に補助するというところで、ある意味まわってきた時代だったなというふうに思いますが、今はやはり補助だけではなくて、もっと具体的などころまで一緒になって、行政が一緒になってやっていくという仕組みがなければ、なかなかこれから先の展開はできないだろうなというふうに思ってます。

そういった意味で、先ほど只見町版経済同友会のお話もしていただきましたが、私は来年の機構改革で、仮称ですが、課まではできませんが、せめて商工行政だけじゃなくて商工労働係と、仮称ですが、商工労働行政をしっかり担う課を設けて、そしてあの、やはり経営者、

事業者、様々な方からこう、定例的に集まっていただいて、その中からいただいたものを政策に提案して、議会の審議に付すという流れをつくりたいと思っております。

そしてあの、併せまして、中心市街地活性化事業のことを言っていただきましたので、あとは今後、第三セクターといいますか、様々なその、新たなあり方、昨日も申し上げましたが、そのパンフレットとかのぼり旗を作ることも大事ですけども、受け入れ体制がない中で、いくらパンフレットとかのぼり旗作っても、本末転倒になりますので、その受け入れ態勢、キャパシティをどれだけ伸ばしていけるのかということも併せて大事ですし、それをちゃんと、お客様に快く応対できる人材の育成、確保もまた重ねて必要なことだというふうに思いますので、総じて、そういった方向は十分理解できましたので、そのように努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 大変力強い答弁いただきました。

ニクソン・ドクトリンなんて、初めて聞いた時ありますが、渡部ドクトリンで、是非その、設計をきちんとして基礎をつくって、そして、瓦にするか、トタンにするかは、それは枝葉の話ですから、是非その、大きな視点を持った、全部できるとは限りませんが、大きな考え方を持つことは必要です。

それから組織改革も、これはあの、老婆心で申し上げますが、やっぱりスタッフの職と、ラインの職、ここをしっかりと分けないと混乱しますから、なんとかひとつ、良い組織をつくっていただきたい。

それであの、2番目の質問なんですけど、町の産業活性化についてと。今の町の現状を申し上げて、町長、それに対して答弁をされました。であの、時間がないので、またの時間にこれは引き延ばすしかないんで、私は本来は人口問題専門なんでございますが、今、仕方ないので。

昨日から、鈴木議員、それからいろんな方が、産業についてどうするかという話をされておりました。特にぜんまい、山菜、きのこ。私はあの、同じことを考えているなと思ったのは、このイワナですね。イワナは町に養魚場がありますね。

それであの、これ、産業懇話会、先ほど示しました古い資料ですが、この中で議論されておった、直接的には書いてないですが、産業連携という中に、六次産業、六次化すると。つまり、人口がちっちゃくなってしまえば、田んぼを作って、原料のまま売るんじゃ、これは

成り立たないと。人口が縮小していけば、経済同友会のようなものを通じて、六次化産業をしていかなければ、六次化というのは、一次産業・二次産業・三次産業。これ統計上の言葉ですが、いわゆる農林漁業、林業、言わなくてもわかるだろうけれども、これを、当時、どんなものあるのだろうかと思って、私、考えてみて、資料を、これは、こうしろというのではありませんよ。例えばこういうことがあるじゃないかと。イワナという魚は、ご承知のとおり海の魚なんですね。鮎、イワナ、サケ、マスの類。これあの、イワナは（聴き取り不能）されたサケ・マスの類で、ヤマメもそうですが、骨が違うんですよ。ハヤ、ウグイとか、鯉とか、非常にあの調理しやすい。食ってうまい。で、これは、居酒屋さん、町内、全ての家庭でお使いになる場合に、ここは町の魚、イワナですから、イワナってわりとその、わりとというか、私ら、旅行して歩いてみても、イワナを標榜しておきながら、イワナの釣り堀ぐらいしかない。こうした形で町を挙げてイワナの振興を図るところがないですね。下の写真は長野県の写真ですが。私、これで書いたのは、生臭いし、腸、誰でも嫌いですから、調理する際に、その腸なり、その内臓なり、使いやすくするものを一次加工として、その後、いわゆる味噌漬けでも、白焼きでも、かば焼きでも、柳川でも、寿司だねでも、使えるような形にしてしまえば、二次加工までになれば、あとは焼くとか煮るだけですから、そうしたことを、この町の特色のある特産品としてできませんかと。この町にはあの、養魚場というイワナの生産工場がありますね。これをただ生きたまま売るんじゃ、もったいない。これ、付加価値をつけて売ろうかという、そのイメージがこの写真ですけどね。で、イワナ、高いんですよ。実は。なんで、どういう形かは、ここの場で示すわけにいきませんが、高いんであっても、まず、居酒屋いけば突き出しに出てくるとか、1袋使った場合、500円のものであるならば、袋持ってくれば250円は補助しますよと。町の魚ですから。これ、只見町はイワナだよと。いや、ブナとウグイスと、コブシですか、あとイワナですから、非常にこれ、只見高校も加えると著名な話になります。そんな形で産業おこしができませんかと。あくまでもこれあの、20年前に、全国ほら吹き大会ということがあったんで、それに応募した時のものです。ただあの、そうバカにしたものでもありませんで、材料はあると。加工システム、つくればあると。販売すると。当面、年商10億円なんて書いておきましたが、これ、夢ではないんですよ。一次・二次・三次をマルチにしますから、そこに携わる方々は、春・夏・秋・冬と作業できるわけです。そういう意味で、一次・二次産業という区分けは、私は必ずしも良いとは思ってませんが、いわゆるこれはマルチ産業のロベルタ産業という意

味で、こういう話をさせていただきましたが、やる・やらないは別にして、どういうふうに評価されますか。申し訳ありません。一般質問ですから、提案する場ではないわけですが、お許し願って、評価していただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） すみません。時間なくなるんで、なるべく早く喋りたいと思いますけども、やはりあの、私は大切な視点だというふうに思っております。このイワナもそうなんですけど、昨日、山菜、きのこ、ぜんまい。ぜんまいは山菜です。そういったこと含めて、やはり今までどうしても仕事をしていく中で、やはり外部のコンサルタントであったり、そういったことをお願いする、必要なものはお願いしていいんですが、やはり地元で頑張っている方々の声を聞いて、内発的なもの、只見町に相応しいもの何か、それを伸ばしていくという政策が改めて大事だというふうに私はこの立場に立って思っておりますので、ただ、それが今の職員体制の中だけで、申し訳ありませんが、全てできるとは思っておりません。なので、申し上げましたが、第三セクターの経営改善、経営統合は、もう必須だと思っております。そのうえで、やはり経済同友会的な、その民間で頑張っている事業者の方々の声を聞いて、それをとりまとめして、それを政策提案できる、展開できるという人の確保、マネジメントできる人材の確保が、この三つが欠かせないと思います。ですから、まさにこの方向に突き進んでいくべきだろうと只見町は思っておりますので、イワナに限らず、只見町の大切なものを磨き上げて発信していくという姿勢で今後とも取り組んでまいりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 珍しく時間内に終わるようですが、昨日あの、認定事業協同組合の話もありましたし、様々、外部から労働者の派遣という話もありました。枝葉、細かい話は別にして、つまり、こういう大きなタイトルがあって、それを実現するための手段は様々あるかと思います。ただ、手段を最良なものを組み合わせて考えていくのが、これからの作業ですから、産業振興について、是非、こうした考え方を、次期振興計画の中には取り入れていただきたいということを申し上げております。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 重ねて御礼申し上げます。

そういった方向で、また昨日も一般質問、この後もございますけど、まさに、本当に、只

見町の特徴をしっかりと理解したうえで、そこを大切に、携わっている方々、関係者の方々と力を合わせてやっていく。やはり、よそから持ってきたのを張り付けるんじゃなくて、自分達のあるものを大切に発信していくということが大事だと思っておりますので、本当、引き続き、皆様のご指導とご鞭撻をお願いしたいと思います。

その方向で今後進めてまいりますことをこの場でお約束申し上げまして、私の拙い答弁とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） なかなかあの、今回は時間溢れることなく、良い質疑になりました。と私は思います。

自戒の念を、自ら顧みて反省するという意味を込めて、手段に走りがちですから、目的が先ですので、目的を大望を掲げて、細かいところを詰めていくと。それがロシア軍の大切な（聴き取り不能）じゃないですか。

まあ、ひとつ、よろしくをお願いします。

以上、一般質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始時間は1時15分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時15分

○議長（大塚純一郎君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

2番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番（山岸国夫君） 2番、山岸国夫です。



一般質問通告書に基づきまして質問いたします。

質問事項は1点であります。

物価高騰対策について。

質問の趣旨であります。ガソリン・灯油や生鮮食品等、生活必需品の値上がりが町民の暮らしと営業に深刻な影響を与えております。

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう政府は4月26日、原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定しました。この中には、地域創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設も含まれているとしております。物価高騰分交付限度額は国の予算額1兆円、都道府県分5,000億円、市町村分5,000億円の、このうち8,000億円を先行交付としており、この実施計画の提出期限を7月末としております。町への交付限度額と実施計画の状況について伺います。

なお、政府の緊急対策に、福祉灯油等への特別交付税措置が昨年度に引き続き盛り込まれておるようです。実施計画の中に組み入れるかどうかを伺います。

また、令和3年度補正予算の地方創生臨時交付金、地方単独事業分の福島県内の市町村合計限度額は105億2,700万に対し、令和4年度に繰越している金額は87億3,500万円、約83パーセントとなっております。これに対応する只見町の交付限度額と活用、令和3年の執行分と繰越額の活用方針について町長の考えを伺います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 2番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

物価高騰対策についてであります。ご質問のとおり、政府はコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じてきめ細やかに実施できるよう、令和3年度補正予算で計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち留保されていた2,000億円及び令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対応予算費で計上された8,000億円の合計1兆円の活用により、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設することについて閣議決定いたしました。

この地方創生臨時交付金の只見町への交付限度額は、令和3年度補正予算分が1,189

万6,000円、令和4年度予算費分が3,568万9,000円と示されており、令和3年度補正予算分の本省繰越額2,690万4,000円と合わせると7,448万9,000円となっております。

本省繰越額を含む令和3年度補正予算分3,880万円については、原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者の支援及びコロナ過による需要減退等の影響を受ける町内観光商工事業者を支援するための事業実施を検討しております。

令和4年度予算費分3,568万9,000円については、地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券発行、次期作付を支援する水稻生産意欲向上支援対策、子育て世帯への生活支援として実施している学校給食費の負担軽減等への活用を検討しております。

また、令和3年度に地方創生臨時交付金を活用し実施した事業と執行額は以下のとおりです。申し上げます。感染症対策備品等購入事業130万円。プレミアム商品券発行事業1,051万円。只見ふるさとの雪まつり実行委員会支援事業658万4,000円。公共的空間安全・安心確保事業120万円。飲食弁当事業者応援クーポン事業2,085万6,000円。町内利用商品券発行事業4,000万円。合計8,045万円でございます。

なお、福祉灯油等への特別交付税措置の継続については、現状では明確な通知等が示されていない状況となっておりますのでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 今の答弁受けまして、この地方創生交付金の令和3年度の補正予算分の限度額、それから令和4年度の予備費、国の予備費分。それで、令和3年度補正予算分の本省繰越額とか、様々、金額、答弁いただきましたが、私よく理解できないのが、数字いっぱい並んでいて、要するに、今年度で、いわゆる令和3年度から繰り越している金額、令和4年度は、これ、わかるんですが、そうすると令和4年度と令和3年度の繰り越している金額、実際にこれからの活用として使われる金額というのはいくらになりますか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 令和4年度で、年度内で、只見町として使える交付限度額とされているものが、今、答弁ございました、合計7,448万9,000円。これが令和4年度の交付額というふうになります。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 私が質問書を出して、この国は臨時交付金、これ、7月末までに町の計画書を上げるようにというような制度設計になっていると思うんです。そういう点でこの答弁書だと、一般的になっているんですが、町の計画というのは具体的な中身ではもっと答弁できないのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） ここで申しあげました令和4年度の予備費分3,568万9,000円。これにつきましては、申し述べましたとおり、プレミアム商品券、あと稲作生産意欲向上、学校給食費の負担等に充当させていただくということで考えてございます。

それで、令和3年度分の3,880万につきましては、申しあげましたとおり物価高騰等の生活者の支援。これに充てたいということで今検討させていただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） そうしますと、物価高騰分の令和3年度の繰越分3,800万については、今後検討という中身ですね。これについては、私が国会議員などを通じてとった、この国の4月での臨時交付金の扱いについて、これについては7月末となっておりますが、繰越分についても、これは計画書の提出というのは7月末ですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 計画書については同様であるというふうに認識しております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） この計画書を作るにあたっての総務省からの注意事項というのは町当局にも届いていると思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 計画書作成にあたっての注意事項、メール等で通知はいただいております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） この国の総務省の中身の文書というのは、かなり幅広く活用できるというような趣旨の中身であります。私は、せっかく国のこういう補助金あるわけですから、やっぱり今求められているのは、物価高で大変な状況にある町民生活を守ると。この点から

町がどういう施策をとるのか。このことが今大事だというふうに思っこの質問をしております。

この国の新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金。コロナ過における原油価格・物価高騰対応分の活用が可能な事業例として町には届いているということではありますが、この中身を一部申し上げたいと思います。

総合緊急対策。これは今年の4年4月26日の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、地方創生臨時交付金のうちコロナ禍における原油価格高騰・物価高騰の対応により地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取り組みをしっかりと後押しする。とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰の直面する生活者や事業者に対して自治体を実施する事業に幅広く活用することができるかとされています。直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする活用可能な事業の一部をとりまとめており、表記事業に限らないという形での総務省の中身で、かなり幅広く、その自治体単独の判断で活用することができるというふうになっておりますから、町民の生活の実態を町がやはりどう捉えるのかということから、ここはその政策が提供されてくるものだと、計画ができるものだというふうに私は思います。

で、今の町民生活の実態について若干伺いたいと思うんですが、町のほうも町税が既に確定されております。で、一昨年と去年と比較しての町民の収入の減り具合、どのぐらい減っているかというのわかりますか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） ただ今のお質しでございますが、すみません、今、手元に資料がございませんので、追って確認したいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） その情勢分析から始まると思うんですね。町民がどれだけ、どういう形で苦しんでいるのか。で、総務厚生常任委員会の時に、国保税の資料を、算定のための資料をいただきました。で、その中では、これは国保加入者のみになりますけれども、所得割、いわゆる保険税をかける金額ですね。総収入じゃなくて、その金額で5,900万少なくなっている。国保加入者だけで5,900万の一昨年と比べて去年の収入は落ち込んでいるという試算です。当然あの、加入世帯や加入している人、若干減ってはおりますけれども、

しかし、私はやっぱり、収入が相当、町民は落ち込んでいるというふうに、これから見てとれるというふうに思います。ですから、今、町長答弁にありました中身だけでは十分ではないというふうに私は考えます。

午前中の審議の中で、三瓶議員のほうからも農業者への支援対策について質疑がありました。農業者でいけば、去年の12月議会の中でも一般質問で私も行いましたけれども、只見の場合は米価下落に対する支援対策は直接はとられませんでした。で、これからの、例えば農業でいけばですね、去年の米価下落に加えて、これから既に農協からは95パーセントの肥料の値上げがあるというふうに農家には伝えられているようであります。これもあの、輸入の関係での肥料の値上がりということでもありますけれども、そうしますと、去年の米価下落に加えて、尚且つ、これからの肥料代、それから燃料の価格高騰はずっと続いていますから、それらも含めて、只見の基幹産業である農業者の方々が、これ、生活が経営ができるのかという状況まで私は追い込まれるんじゃないかというふうに考えております。この制度の趣旨が物価高騰対策ですから、そういう点では肥料代が倍になって経営を圧迫するという農家の部分もあります。

それから、それぞれの老人ホームなどでの燃料費の高騰による燃料費の使い方。それから、第三セクターでの町の契約している契約単価。これも昨年、私は一般質問で質したと思えますけれども、契約単価も随分、指定管理者との契約単価も違っておりました。安い単価になっておりますから、そういう点では年度末で補てんせざるを得ないということで、当然、そういうものも含めて、様々、運送業などについてもやっぱり燃料代での高騰によって圧迫されているという点も伺います。で、運送業という点ではタクシーもそうですし、それから実際にトラックでの運送をやられている方々もおられると思います。幅広い形で町民の一人一人の生活、それから事業者への圧迫も想定されるわけで、そういう点からもう少し、町民の実態に即しての計画書を作られて、私は国に提出して、町民にもやはり温かい手が少しでも生活の役立てられる、そういう政策を望むものですが、再度の答弁を求めたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まずもって、説明員が、町民税の、6月1日に確定しておりますが、その大切な所得の補足状況を、対前年度等と比較して資料を持ち合わせていないということで、大変お詫び申し上げます。

やはりあの、こういったご質問をいただければ、当然あの、物価高騰とか、町民の方々が困窮していらっしゃる。それに対しての物価高騰対策はいかがかというご質問でございますので、当然、そういった用意はしておかなければいけなかったと思いますので、私の指導力不足でございます。

改めて、そういった状況をしっかりとお示しして、そのうえで物価高騰対策がどこまで必要なのかということがあってはじめて議論が深まってくるものだと思いますので、図らずも山岸議員から国保関係の加入者の方の部分についてはご説明いただいて、その分だけでも多額だというお話でありましたので、当然、町民全体に考えれば、もっとさらに、その金額が増えるということは容易に想像されるところでございます。

本当にあの、農業者への支援につきましても、先ほどもご質問いただきましたが、まったくやってないということではなくて、やはりどこに焦点を当てていくという違いだということをおっしゃるつもりでございますが、そういった方向性でなく、1反あたりいくらのほうが望ましいということであれば、また今後、様々、担当常任委員会等といろいろご協議をさせていただきたいと思っております。

そういったことであの、現在非常に、輸入品につきましては本当に、1ドルが135円とか、150円までいくんじゃないか、なんていう経済の専門の方のご発言もございまして、それだけでも輸入品については大変な負担が増えてくるのに、本当に今、二重にも三重にもご苦労なさっていることだと思いますので、そういった実態を踏まえまして、そういった対策を講じていくということは本当に大事なことだと思っておりますので、おっしゃる趣旨は十分理解させていただきました。ただ、限られた国からの交付金の中で、どこまでできるかということも併せて、財源対策と併せて考えていかなければならないという立場でありますので、その辺のことはご意見を踏まえながら、また今後、担当常任委員会と協議させていただいて、町民の皆様にとって、少しでも効果的な施策になるように、相努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 町長のほうから、検討していきたいということなんで、是非お願いしたいと思うんですが、先ほどの、最初の答弁の中で、学校給食費の負担軽減等への活用を検討してますと。で、学校給食費は子供さんからは無料化していて取らないということですが、この中身について、どういうことを指しているのか伺いたしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 学校給食費の件でございますが、議員おっしゃるとおり生徒さんからの負担はいただいております。その分、町で負担をさせていただいて無料化をさせていただいているということでございますので、そちらの負担への充当ということで考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 先ほどの町長答弁で、それぞれ、委員会にかけて協議していくという答弁ありました。これ、計画は7月末に国に出すというふうな、これ、国の交付金の中身になっておりますけれども、去年、一昨年、前の町長の時に、新型コロナウイルス関連の交付金で、限度額があつて、どういう、町としての事業を行うかということで、20項目ぐらいあつたかと思うんですが、こういう中身で町としては実施したいという計画書が、全員協議会だったと思うんですが、配付された記憶あります。で、そのように段取りをとる計画というのは、町としては先ほどの町長答弁だと各委員会にということでありましたけれども、そのような形を含めて示されるということなんでしょうか。その辺についてお答えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 当時、私、その後、いろいろ承知したわけでありまして、当時、4億円程度の、今とは比較にならないほど多額の交付金を交付されましたので、その4億円の計画、ある程度、趣旨に沿った計画を、に沿って使っていくということで、議会の全員協議会等でお諮りして、そういった方向性が定まったものというふうに理解しております。ので、今般、金額的には、それから比べればはるかに少ないということも1点ございますし、やはりあの、通常の方といたしまして、限られた時間でありまして、本来の物価高騰対策に則ったことに極力使っていくということは当然でございますが、併せまして財政担当課長としては、いずれ町民の利益に繋がるということで、財源振替という考え方も正直ないわけではございませんので、その辺が財源振替がどこまでするのが適当なのか。まったく財源振替しないで、全部、新規事業でやるのがいいのかという財政運営上のこともございますので、基本的なところも含めまして、7月末ということではあります。今そういったご質問をいただいておりますので、やはり議員の皆様にご理解をいただけるような対策を講じていかなければならないと思っておりますので、そのような検討をさせていただきたいなというふうに

思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） この間の午前中の11番議員への答弁だとか、いろんな点を含めまして、私が危惧しているのは、これまでのやっぱり政策の延長戦での、やっぱり答弁に聞こえてきました。そういう点で、本当にこの、今の物価高、高騰に対する町の政策の在り方で、ここに対する今までの政策の延長戦。これでいいのかという、先ほどまでの議論では私感じましたので、しつこいようですが、そういう点ではあくまでも、やっぱり、今の町民の生活の実態に合った、そして、どこにやはりこの手を差し伸べるか。町としてやはり、できることを、これは国のお金で7,000万以上くるわけですから、これをやっぱり有効に活用して、町民の生活の足しにしていくとか、有効に町民に役立てられるというところに趣旨を置いて、是非この計画を立てて、町民が良かった、嬉しいな、そういうふうに言えるような中身に是非していただきたいと思います。

もう一度、答弁求めまして、私はこれで終わりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本当にあの、今、山岸議員からのご意見のとおりだと思います。やはりあの、今回の新型コロナウイルス感染対策の交付金に対する使い方。今回の物価高騰に対するお金の使い方。本当にあの、町民の皆様の、本当にあの、ご苦労といいますか、大変な実状をちゃんと我々が理解、承知したうえで様々な施策づくりにしていかなければいけない、皆様方のご意見を十分いただいたうえで、そういった姿勢であるということはまさにそのとおりだというふうに認識しております。

今般の事業につきましては、そういった趣旨を十分踏まえまして、併せてその、どうしても財源振替的な要素も出てきますので、今後、その辺は今おっしゃっていただいた議員のご意見も踏まえまして、また担当常任委員会もしくは両常任委員会のほうに大切な事柄でございますので、その計画につきましては、細部にまでは、円単位とか、細部にまではわかりませんが、基本的な考え方、計画というのをお示しして、ご理解を得て執行していくのが望ましいというふうに私も思いますので、そのような機会をいただければと思っておりますし、そのようなご意見をいただいたことに改めて感謝申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。



○2番（山岸国夫君） それではあの、町人の意向を汲んで実施できるように求めて発言を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、2番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第41号 だだみ・モノとくらしのミュージアム条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 説明の前に、資料の配付をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） それでは、議案第41号 だだみ・モノとくらしのミュージアム条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

だだみ・モノとくらしのミュージアム条例の一部を次のように改正する。

第1条中、地方自治法第244条第1項及び第244条の2第1項を、博物館法第18条の規定に改め、また、公立博物館を加えることの2点でございます。

附則ですが、附則としまして条例施行を公布の日からとしまして、また、だだみ・モノとくらしのミュージアム館長の報酬額を1万円と定めるものであります。

それでは、配付しました資料に基づいて説明をさせていただきます。

右側が改正前、それから左側が改正後となっております。

第1条の設置でございますが、本施設については、本年3月会議におきまして建物、外観工事等の完了によりまして、地方自治法に基づく公共施設としての条例を制定させていただいております。その後、これまで博物館展示工事を進めてまいりましたが、今般、国指定の重要文化財、民具の展示及び旧会津考古館内部の改修、展示工事等の完了によりまして、博

博物館として施設整備が完了したことから博物館法に基づく公立博物館としての条例の一部を改正するものでございます。

次に、附則でございますが、ただみ・モノとくらしのミュージアム館長の職を特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の非常勤特別職として報酬額を月額1万円として定め、別表に加えるものでございます。

本条例の改正につきましては、ただみ・モノとくらしのミュージアムを公立博物館として本年7月22日に開館を予定しているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 博物館という名称は、ネームバリューから言いますと、相当、位が上だと思えます。私は中、会館の中は見えてませんからわかりませんが、ここの森の、これはなんだ、ミュージアムっていうんですか、ここのその違い。これはどういうふうにして、そっちは博物館、こっちはそのまま。こっちも博物館にしたほうが良いのではなかったのかなというふうに、そんな疑問を持つわけですが、その辺はどういうような違いがあるわけですか。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 本議案でございますが、ただみ・モノとくらしのミュージアム、これが新しく整備されました、今ほど次長が申し上げたように、この3月には建物、また外構、そういった施設ができましたから、設置条例を設けて諸準備を進めてまいりました。今般、内部の展示工事、いわゆる博物館として体を成すような状況になりました。よって、今般の条例の改正によって博物館法に基づくということで、博物館法を根拠に持つ施設としたということでございます。

今ご質問の、ブナと川のミュージアムかと思いますが、そちらは、申し訳ありませんが、教育委員会の所管の博物館ではございません。ので、ご理解いただきたいというふうに思いますが、このモノとくらしのミュージアムは、そのブナセンターのほうとは違う一つとして、博物館法に基づくというところでは、博物館法そのものが社会教育法、社会教育法の精神を

持って博物館法ができておりますので、あきらかに社会教育施設、社会教育法に基づく博物館であるということを今回、条例で明示をさせていただいたものでございます。よって、これによって、公立博物館として、モノとくらしのミュージアムが博物館としての体を成す。そしてさらには、その人員体制としまして館長を非常勤特別職として位置づけをしまして、公立博物館の要件を備えていくということで、あくまでもこの施設につきましては社会教育施設であるというような位置づけであるということをご認識いただければというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） わかったような、わかんないような、中途半端な理解しかできませんが、博物館法に該当する基準はどういうことが博物館法に該当するんだと。そうしてあの、こっちだって博物館というネームバリューがあれば、またこれも違ってくるのではないかなという感じはするんですが、こちらは指定に、教育委員会所管だとか、その所管の違いはあるにしても、その基準はどういうところにあるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） これあの、大変失礼であります、今年の11月に、議会の皆様とこのミュージアムの勉強会を、久野俊彦こ先生を講師にお招きしまして開催したかというふうに思います。その際にあの、これは資料もお配りをしておりますが、その際の博物館の区分というところで、これもまあ、ご説明をさせていただいたところでありますが、博物館については、博物館の類似施設、いわゆる、これは博物館法に基づかずに地方自治法に基づいた公共施設であるということで、これについては、これまであった会津只見考古館であったり、河井継之助記念館、こういったものが類似施設であるというような区分であります。

それからもう一つは、博物館の相当施設と。これも、こういった区分がありますが、そしてもう一つ、登録博物館ということが、三つあります。その登録博物館に向けて、このミュージアムについては条例に基づいて、条例を設置しまして、その登録博物館に必要な要件として館長を置くこと。それから学芸員を必ず置くこと。

○11番（三瓶良一君） いや、そうでなくて…（マイクなしで発言 聴き取り不能）

○教育長（渡部公三君） いわゆる登録博物館、博物館法に基づく規定がありますので、その要件に基づくものを、今、準備を進めておるところであります。よって、社会教育施設として今後、博物館、延いては登録を満たしながら、その登録博物館にもっていきたいというこ

とでございます。なお、この展示内容につきましては、国の重要文化財の民具、民具2、33点を収蔵して、また展示する、そういった施設になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

3回目。

○11番（三瓶良一君） ただみ・モノとくらしのミュージアムのほうは、入館料いらないう説明、この前あったと思います。そして、こっちのほうはね、ブナの会館とか、河井継之助記念館とか、そっちのほうは料金、ちゃんといただくということなのですが、その違いは、博物館法に基づいて、そういうふうの違いが出てきたのか。それとも町の裁量でそういう違いが生じたのか。どっちだか、ひとつ説明いただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 三瓶議員のご質問は、まさに核心のところのご質問かと思って聞いておりました。法律上の館分けの違いを説明しましたが、それは、一つ、そのとおりであります。やはり一般的にいいですか、一番核心的な、やはりわかりやすい説明といいですか、やはりそれが必要だなというふうに思っております。

原則、博物館は無料だということだそうです。そうすることによって、裾野を広げるといいますか、子供達でも、どなたでも、気軽に立ち寄っていただいて、その理解していただく、興味を持っていただくという裾野を広げていくという意味で博物館は原則、無料だということだそうでございます。

そのうえで、だったら、ブナセンターとか、河井継之助記念館とか、田子倉館だったり、叶津番所であったり、いっぱいあります。やっぱり、そういったことが同じ町でありながら、まちまち、別々っていうことはなかなか、理解は得られにくいのかなというふうには思っております。ので、今すぐというわけにはいきませんが、やはりあの、これからの只見町の観光の話、交流人口、様々ありましたが、只見町の魅力を伝えていくためには、いずれ私としては全て無料化できればいいなとは思っています。必ずそこで収支が整うんじゃなくて、そういったことによって只見に足を運んでいただける、泊っていただける、買い物していただけたらとか、そういった町全体としての利益に繋がればいいのかとは思ってはおりますが、今まで可決いただいた料金設定の中でそれぞれ運営しておりますので、一挙に、こう、ご協議いただかない中で、そういう乱暴な取り扱いはできないと思っておりますので、今般はモノとくらしのミュージアムについては博物館法の原則に則って無料と。それ以外のところ

につきましては、今後、議員の皆様方とご協議させていただいて、全体の文化観光ということで国も推進しておりますので、そういった中でご意見、ご協議させていただきながら、その方向性を探っていきたいと思っておりますので、そのようにご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今回、博物館法に基づく施設ということで、博物館ということでございます。先ほどの答弁で、そして登録博物館を目指されると。博物館から登録博物館を目指すのは、それは良いかもしれませんが、まあ、別に登録博物館を目指して登録してもらっての、町民に対するメリット、または町に対するメリット、または税制上のメリットございますか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 確かにあの、登録博物館を目指すということでやってございますが、その国から何かもらえとか、補助金がもらえとかという、そういったメリットはあまりありません。多少あの、ソフト事業みたいなものはあるんですが、運営に関するその補助だったりというのは今のところございませんので、メリットとしましては、やはりそういった登録博物館ということを目指しながら、先ほど教育長から説明のあった社会教育施設として町民の方々が、その場でいろんなことを学んでいただくというような施設になるということを目指してやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 教育施設ということで、それはわかりました。

現行の日本の博物館の中で、登録博物館は2割程度しかないと聞いております。というのは、結局、メリットがほとんどないということでございますので、なんでそこまで目指されるのかと思って、ちょっと疑問だったものですから質問しました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） この博物館、民具。これまで長年、町民の方が収集、整理、そして、ついには国の重要文化財まで持ち上げていただいた、この大切な地域の宝をですね、やはりあの、当然あの、登録博物館になることによって、これはあの県の審査が必要になります。

それは博物館のそういった文化財であったり、資料であったり、それがちゃんと国県のレベルで保存されて整理されて、それが活用されているかということ審査をされて、を受けます。それによって、何が一つ大きなことがあるかということ、やはり、これが博物館としての地位というかですね、ステータスが上がるということ。それは町民の人達のその思いも、それに基づいて、やはりそれと併せて、その地域の宝をより引き上げていくということが一つあるのかなというふうに思っています。

そして、その博物館のその展示を、今の展示は常設展、そして企画展というようなことで、今まではありました。今回の展示については、全て展示替えをする、全部、企画展を、ということ前提にしております。ですので、ある程度の期間でその重要文化財は全部入れ替えをして、常に新たな展示、企画をして、町民の方、それから町内外の方に、それを展示して紹介してまいります。

また、やはりあの、社会教育施設ですので、これまで只見町が生きてきたといいますかですね、只見町の歴史と、文化と、それから町民の暮らし、仕事、そういったものをその施設で紹介することによって、やはりあの、博物館としての、博物館事業としての特徴ですか、オリジナル性を高めていきたいなというふうに考えております。

このことが目に見える、金銭的なメリットというのは、そうは多くないというのは次長申し上げたとおりであります。そういったソフト面で、その博物館を、より良い、品質の高い博物館としていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

3回目。

○5番（中野大徳君） 只見町の、このエコパークの町として、私は相応しい建物であると思っております。なので、先ほど登録博物館を目指されるといった時に、そういった僕は、金銭的なメリットとか、って言っているのではなくて、今説明なさったようなところを説明してもらわないと、私達は素人ですので、よく理解できなくて質問しました。わかりました。よく理解します。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 非常勤で日額を決めたものを見ると、大体5,700円のように。

これ、1万円というのは、エコパークのなんとか館というのが1万円ですが、この日額1万円である根拠は何でありましょうか。

二つ目は、日額1万円を要して、この職をなされる方の勤務、どのような勤務を想定されておられるか。例えばあの、現行の条例上にある日額を決めた基準ですと、大半が5,700円。非常に安いなと思うのはブナセンターの館長。5万円。これ日額に直すと2,500円ぐらい。そういう中で、この5,700円、標準的なものでありまして、それを超えるものについては会計士とか、弁護士とか、カッコ書きで書いてありますが、何らかの資格があって1万円なのではないかと。まあ、二つ。あるいは三つと言えるかもしれませんが、ここをご説明願います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） まず日額1万円という根拠でございますが、現在あの、館長につきましては委託契約という形で委託をしております。その委託の内容につきましても日額1万円ということでやらせていただいておりますので、そういった形での館長の金額を決めさせていただいたということがございます。

あと、確かにあの、今の館長、久野先生ですが、大学の教授であったり、そういった職歴もございますし、神皇正統記という部分で非常に只見町に数多く関わっていただいた方ですので、そういった形で日額のほうは決めさせていただいております。

それから勤務についてですが、勤務につきましてもは月2・3回ですが、2泊3日程度の方でお越しいただいて、その中で様々な調査、研究、そういったものをしていただくということをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 以前、委託契約で日額に直すと1万円だったということから1万円だったと、こう言われますが、以前は、業務委託ということでしょうから、それと比較するのは無理があるんじゃないですか。

それと、ここの一覧表、日額を決めた一覧表を見ますと、わからないのもありますよ。5万円という、そのブナセンターのブナの館長。これは月額になってますから日額にすると2,500円。これはわかりません。ほかは全部あの、弁護士であるとか、医者であるとか、学識経験者という、そういう肩書を持ってして5,700円を超えた金額になっているので、

従前の委託業務をしておいて、それが1万円だからそのまま継続するというのは、これは少し説明に無理があるんじゃないですか。

それとまあ、月2・3回とおっしゃいますが、これはあの、おいでになってこれをしてくださいというような業務なのか。あるいはその久野先生とおっしゃる方が、いわゆるこのミュージアムの研究のために自発的においでになるのか。そこら辺はどういう形になるのか。日額ですから雇用の形態なのかなと思ってますが、今、委託ではないと、冒頭におっしゃいましたので、委託、日額、派遣、請負と、となれば、これは雇用の分野になるんだなと思いますから、勤務状態はこの2・3日で良いのか。あるいは先生によっては、びっしり10日間おいでになるとか、雇用であれば雇用主のその業務命令によって仕事をされる格好になりますが、その辺はどういうふうな関係で日額になりますか。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） まずあの、館長の日額1万についてでございますが、これあの、先ほど次長申し上げた中で、大学の教授と申し上げましたが、それあの、大学の講師でございます。申し訳ございません。ですのであの、大学の講師でいらっしゃいますので、これで町の基準で照らしまして、1万ということでこれまでも、そして今後も、状況同じでありますので、そういった金額の設定をさせていただいております。

それからあの、勤務につきましては、非常勤ではありますが、定期的にも、毎月のその計画を定めまして、そしてあの、業務を教育委員会と合わせまして、いつの段階でこういったもの、今であれば7月22日の開館に向けての事業計画。そういったものを打ち合わせをさせていただきながら策定し、また7月の4日にはミュージアムの運営協議会というのが立ち上がりましたが、そういったところでの計画の検討、実施といったことで指導を受けながら館長を務めていただくというような予定でございます。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 雇用形態という…

教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 非常勤特別職ですので、町の町長の辞令で雇用するという形態になります。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。



○7番（酒井右一君） 3回目でありますので、2回目に欠けたものを3回に持ち越すわけに  
いかない。

雇用ということになれば、これは当然、雇用主の業務命令を、それについて従うと、そう  
いう雇用関係ですな。請負ではない。派遣でもない。委託でもないということになれば、い  
わゆる上司があつて、その職場に雇用されると。それに対して勤務を命じたときに、一日  
1万円が発生するということですな。

それからあの、大学教授、元大学教授ではなくて、現講師だということでありましょうか  
ら、この条例の中に、やはり学識経験者というのはどのような者かというものを、これはあ  
の記載されたほうが、今、現段階だと、カッコの中に、弁護士とか、医者とか、ありますけ  
ども、そうではなくて、これは今、今はどうのこうのではありませんので、良い機会ですか  
ら、もう少し詳しい内容を記載されたほうが良いかと。

それからあの、大学教授、講師では、えらい差がありますよ。これは説明がおかしいんじ  
ゃないですか。大学教授をつかまえて講師、講師をつかまえて大学教授。これはあの、教授、  
准教授という話の中では、講師というのは非常に格差がありますので、もう少し丁寧な説明  
をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 大変あの、酒井議員には、説明の中で誤って説明をしてしまいまし  
た。大変申し訳なくお詫び申し上げます。

こういった誤った説明のないように、しっかりとあの、議案の内容、認識をしまして、今  
後、ご理解いただける議案の説明に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、非常勤の職にあたっての格付け、そういったものについても、わかりやすい、納得  
しやすい、そういった説明と資料ですか、そういった表記に努めてまいりますので、ご理解  
をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第41号 ただみ・モノとくらしのミュージアム条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第42号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは議案第42号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和4年度只見町の一般会計補正予算（第3号）につきましては、次に定めるところによるということで、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億8,488万7,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ59億3,288万7,000円とするものでございます。

第2条としまして、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額について、第2表においてお願いをしております。

第3条におきまして、地方債補正。第3表でお願いをしております。

一枚おめくりをいただきまして、第1表でございます。

歳入でございますが、町税から国庫支出金、県支出金等、町債までをお受けをしまして、2ページになりますが、補正額総額が2億8,488万7,000円としてございます。

歳出でございます。これにつきましても議会費から各款項において補正額でございます。4ページにおきまして、総額2億8,488万7,000円ということで、歳入と同額という

ことで今回、補正をお願いしてございます。

5 ページでございます。第2表 継続費ということで、今回、土木費の住宅費におきまして、建物提案型公営住宅買取事業をお願いしてございます。総額を2億4,000万とさせていただいて、年割額それぞれ、令和4年度におきまして2億1,400万、令和5年度で2,600万円ということで継続をお願いしてございます。

6 ページでございますが、第3表 地方債補正ということで、今回、過疎対策事業におきまして1億円の増額をお願いしてございます。

事項別明細書になります。飛んでいただいて、9ページからご説明申し上げます。

歳入でございます。

町税の固定資産税及び軽自動車税につきましては、本賦課による確定に伴います増額補正をお願いしております。

国庫支出金につきましては、負担金と補助金ございますが、これにつきましては新型コロナウイルスワクチン4回目の接種に係る補助及び負担金ということで増額をお願いしてございます。

10 ページでございますが、県補助金としまして森林環境交付金事業補助金ということで県からの内示に伴う増額をお願いしております。

委託金におきましては、スクールソーシャルワーカーの派遣事業ということで、費用弁償が増えると、通勤距離が変わったということで増額、県から収入をさせていただくものがございます。

財産収入におきましては、賑わい創出事業の建屋の貸付料を今回、年度末までの部分で見込ませていただいております。

寄附金につきましては、新たに今回、企業版のふるさと納税寄附金ということで10万円を増額をさせていただいております。

基金繰入金でございますが、地域振興基金におきまして1億1,400万円ということで、これにつきましては住宅の買取事業。これに充てさせていただくということで計上させていただきました。

繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金でございます。

諸収入、雑入でございます。給食費負担金127万6,000円の減額となっておりますが、大変申し訳ありませんでしたが、当初予算において二重計上をしてしまったというこ

とで、今回、精算をさせていただいて減額をさせていただくものでございます。

町債におきましては、過疎対策事業におきまして、住宅整備事業1億円を見込ませていただきました。

続きまして、12ページから歳出になります。

各科目等におきまして、4月の定期人事異動に伴う人件費の補正をお願いしてございます。

議会費につきましては、定期人事異動に伴う補正で減額となっております。

総務費でございます。総務管理費の給料から、給料、職員手当につきましては異動に伴うものでございます。需用費の電気料でございますが、これも大変申し訳ありませんでした。当初予算におきまして算定誤りがあったということで、今回、多額にはなりますが、340万ほど増額をお願いしてございます。委託料でございます。例規整備支援業務委託料110万円の増額をお願いしております。これにつきましては、定年延長が来年、令和5年度から段階的に行われるということで、それに伴います例規の整備、例規改訂、条例改正等が多岐にわたるということで、今回、整備支援ということで増額をお願いして条例の改正にあたりたいというふうに考えております。

続きまして、会計管理費でございますが、公金取扱手数料15万円の増。収納代理機関委託料について15万円の減ということで、これまで農協におきまして、収納代理機関として総納業務、明和支所でお預かりした公金等を総納いただいております。その部分について、年額70万円ということで委託をさせていただいておりますが、その部分については今回、総納業務を終了させていただいて、1件あたりいくらの取り扱い手数料ということで15万円を増額させていただくということで補正をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） その下、6目、企画費でございます。

2節、給料から4節、共済費まで、今回の人事異動に伴いまして増減となっております。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、馬場一義君。

○振興センター長（馬場一義君） 朝日振興センター費であります。

交付金。集落運営支援交付金10万円増額ということで、世帯数の変動がありまして、その分の増額をお願いするものです。

明和振興センター費。修繕料。一般の修繕料が20万、公用車分が10万。どちらも修繕料の不足が見込まれますので増額のお願いをするものになります。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 続きまして、14ページ、上段でございます。

徴税総務費でございます。これにつきまして、節の2、給料から共済費まで、人事異動に伴います補正をさせていただきたいと思っております。

その下でございます。総務費。戸籍住民基本台帳費でございます。給料から共済費まで。これにつきましても人事異動に伴います、職員の異動に伴います補正をさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 15ページ目にまいりまして、2款、総務費。5項、統計調査費。1目、統計調査総務費でございます。2の給料から4の共済費まで、人事異動に伴います増減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 民生費。15ページ、民生費であります。

社会福祉総務費であります。職員手当につきましては人事異動に伴うもの。22の償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度の非課税世帯事務費の返還金であります。27節、操出金につきましては、国民健康保険事業特別会計操出金マイナスの191万円でございますけれども、保険税本算定に伴う保険税軽減分の減額であります。

16ページです。介護保険費であります。操出金でありますけれども33万円あります。職員給与費ということで、人員確定による増額であります。

下にいきまして、児童福祉総務費でありますけれども、償還金、利子及び割引料であります。66万4,000円ありますけれども、令和3年度の子育て世帯臨時特別支援事業補助金の返還金、事務費の返還金と補助金の返還金であります。

その下、保育所費でありますけれども、給料、職員手当、共済費は職員の人事異動に伴うものであります。その下の備品購入費でありますけれども、17万7,000円につきましては只見保育所のカーテンを設置するためのものでございます。

17ページであります。衛生費になります。

目の1、保健衛生総務費については人事異動に伴うものでありまして、その下の2目の予防費につきましては、歳入でもございましたけれども、新型コロナのワクチン4回目接種に

伴う役務費。そして、委託料につきましてはシステム改修費。そして、クーポンの発行委託料、接種委託料で374万円でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） その下の3目、環境衛生費でございます。1の報酬から8の旅費まで、人事異動に伴います減額をさせていただいております。この1名分につきましては、先に説明しました戸籍住民基本台帳費のほうで増額をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） その下の4の保健事業費でありますけれども、委託料でシステム改修委託料でありますけれども、66万6,000円につきましてはシステムのサポート終了に伴う変更で改修が必要ですので、その分でございます。

その下、保健センター費でありますけれども、修繕料24万5,000円ありますけれども、あさひヶ丘、デイサービスの機械浴槽の改修のためのものがございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 18ページであります。

款の6、農林水産業費。2目、農業総務費でございますが、2節の給料から共済費まで、職員の人事異動に伴う増でございます。

2項の林業費。2目の林業振興費でございますが、85万円の増額ということで、森林整備委託料、森林環境交付金事業でございますが、こちらにつきましては歳入も増額してございますが、本年度、交付金の予定額に合わせまして増額をしておるものです。増額分につきましては、只見向山地内の伐採費などの事業料の調整で実施をしたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、19ページでございます。

商工費の中、商工総務費でございますが、2節、給料から4節、共済費まで、定期人事異動に伴います人件費の補正となっております。

3目、観光費でございます。12委託料ということで、ふるさと案内人協会運営委託料50万円の増額をお願いしております。こちらにつきましてはふるさと只見案内人協会、従来、

観光まちづくり協会におきまして町の補助金を受けて、事務局運営を行っておりましたが、事務局解散に伴いまして、現在、順次、協会業務の移管を進めております会津ただみ振興公社に運営の委託をしていきたいということで、協会補助金に準じまして関連経費の運営委託料の増額をお願いしたいものでございます。

続きまして、5目の観光施設費でございますが、財源内訳の補正をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 20ページにまいりまして款の8、土木費でございますが、説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 20ページ、項の土木管理費。1目、土木総務費でございます。

こちらについては、職員人事異動等に係る減額でございます。

2項の道路橋梁費。1目、道路橋梁総務費53万円の増につきましても同様でございます。

4項の住宅費。1目、住宅管理費でございます。こちらにつきましましては2億2,381万8,000円の増ということで、こちら、16節、公有財産購入費として2億1,400万円。こちら建物購入費で2億1,400万円。先ほど総務課長からの説明もございましたが、令和5年度の継続費として2,600万円を、合わせて2億4,000万円の予算というようなことでございます。

こちらにつきましましては、建物提案型町営住宅買取事業に係るものでございます。こちらにつきましましては、只見字沖地内に1階部を車庫、2階部を住居部といたします1DKタイプ、1棟9戸、鉄骨づくりのものを整備をするというようなものでございます。

議会の両委員会にもご説明をさせていただいておりますが、3月末に公募を開始いたしまして、その後、公募型プロポーザル選定委員会により審査を経て、事業の優先交渉権者に先ほどお配りをさせていただいた資料の提案書ありますけれども、積水ハウス南東北シャーマゾン営業所グループ、構成員としては町内の永洗建設株式会社が入っておりますが、こちらを選定をしたところでございます。

提案額としましては2億2,990万円ということでございましたけれども、今後、様々

な町の要望等含めて、変更含めて、今回、総額1,000万円強増額をさせていただいた総額2億4,000万で継続費としてあげさせていただいておるといような内容になってございます。

こちら、資料につきましては、一度、両委員会の中でもご説明をさせていただいております。

その中で選定委員会、さらには両常任委員会の中でも様々、ご意見を頂戴をいたしたところがございまして、そちらについては、3ページの配置でございます。3ページの右側の上段部分。こちらについて、左側の斜めになっているところが1棟9戸の配置図でございしますが、その中で隣接地との境界まで4.7メートルしかないというようなことで、そこについては改善をすべきだというようなことでご意見を頂戴をしたところでございます。そちらについて、事業優先交渉権者であります積水ハウスグループと協議をさせていただいた中で、この資料の一番最終ページをちょっとご覧をいただきたいと思います。こちらが協議によって配置の見直しを行ったものでございますが、左側の隣地境界を10メートル程度離して、雪の落雪、これ片屋根で左側に落ちるような片流れの屋根形状になりますが、そういったことで隣地への迷惑を防止するというようなことで、そういった改善をさせていただきました。そうさせていただいたうえで、下部分に、実はあの、最終的には捨て水になる水路あるんですけども、その水路を、まだ続く町有地のところで後ろに下げたうえで整備をして、整備をする形にする協議を整えておるところでございます。さらには、先ほどの3ページにございました、平面図の中で結びパークということで、ここがまあ、舗装しないで、さらにここに既存ある木も活かして整備をしていこうというような提案もございましたけれども、やっぱり豪雪地帯というようなことで、そういったことにせずに、全体、舗装面にするというようなことで協議を整えて、全て舗装面にするというような内容で現在協議をさせていただいておるといような内容でございます。

さらにはあの、ご意見頂戴した、確実な、買取事業ですので、納品ができるその確認方法はどうかというようなご質問もございました。その際、私あの、委員会の中でいただきましたけれども、そこについては、実はあの、今回の提案事業の中で条件を設けておまして、住宅性能評価書の交付を求めています。その住宅性能評価書というのは、第三者機関が、法に基づいて第三者機関が設計について、その性能評価をする。さらには、建物についても、その性能について評価をするというような制度がございまして、建物評価については、現場



確認等について基本的に原則4回以上の立会い検査をして評価書を提出、第三者機関へ提出するというようなことで、構造の安定性であったり、耐震性、耐久性、省エネ性、維持管理更新への配慮等々の要件をしっかりと満たしているかどうかというのを第三者機関に見ていただくというようなことで、そういった基準を設けて納品をしていただくというようなことで実施をするというようなことをございます。

以上、建物購入費についてのご説明は終わりたいと思いますが、続いて、18節の負担金、補助及び交付金。予算書に戻っていただきたいと思いますが、こちら補助金。克雪対策事業補助金981万8,000円の補正でございます。当初予算におきまして、1,000万円ほど、1,000万円予算をお願いしていただいたところでございますけれども、今回、5月20日までの申請の中で1,981万8,000円の申請がございました。内訳といたしましては、屋根塗装事業が77件、屋根融雪が7件、さらには屋根改良8件、消雪が6件、孤立住宅解消が2件というようなこと、あと片屋根も1件ございまして、合計101件の申請がございました。そういった中で、全体、まだ回り切れてございませませんが、いただいた補助申請について全て対象とさせていただきたく、今回、予算補正をお願いをしたところでございます。

続きまして、21ページになります。町づくり事業費でございまして、1目、集会施設整備費でございまして、850万円の補正でございまして、こちら工事請負費。集会施設の修繕工事として850万でございまして、これは上町集会施設の修繕工事ということでお願いするものでございまして、ご承知のとおり雪害によって屋根修繕工事を当初予算に計上をしておりますけれども、その修繕工事を進めるにあたり状況調査をしたところ、施設の内部、1階、山側の床下に腐食が確認されまして、床、外壁部分等の修繕を含めた工事をしなければいけないということで、今回、併せて予算補正をお願いするものでございまして。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 続きまして、教育費でございまして。

2節、事務局費につきましては、給料から共済費までの部分につきましては人事異動に伴う補正となっております。8節の旅費につきましては、こちらも人事異動によるものですが、スクールソーシャルワーカーの費用弁償の増額になるものでございまして。

それから、5目、奥会津学習センター費ですが、全体としまして6万4,000円の減額

となつてございます。こちらの内容としましては、22ページ下段になります委託料の奥会津学習センター管理委託料。こちらの金額を1,206万9,000円を減額しまして、委託料ではなく一般会計の中でそれぞれの項目に補正をさせていただいて、一般会計の中で運用をしていくということで今回補正をお願いしたものです。

続きまして、23ページ、4項、社会教育費でございます。

1目、社会教育総務費でございますが、13使用料及び賃借料。こちらにつきましては、成人式、8月15日、湯ら里で開催をしておりますが、コロナという状況の中でオンラインでの開催という部分も視野に入れてやっていかななくてはならないということで、そういったオンライン会議に必要なソフトの使用料を2万6,000円増額をさせていただきたいというものでございます。

4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費でございますが、1報酬につきましては先ほど条例で提案をさせていただいた内容で館長の報酬となっております。10の需要費でございますが、印刷製本費としてリーフレットの作成。それから修繕料につきましては、修繕料10万5,000円ですが、旧会津考古館側の玄関入り口の部分がかなり老朽化しておりますので、ちょっと修繕をさせていただきたいというものでございます。12節の委託料につきましては、委託料の減額ということで40万減額をさせていただいております。

教育委員会からは以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、24ページ、予備費でございます。

4,131万3,000円の増額をもって予算を編成させていただきました。

続きまして、25ページでございますが、今回、継続費をお願いしているということで、進行状況等に関する調書も併せて付けさせていただいております。

26ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので後程ご覧いただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

ここで、暫時、休議いたします。

再開を3時10分といたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時09分

○議長（大塚純一郎君） それでは、皆さんお揃いですので、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 住宅費、建物購入費でちょっとお伺いしますが、先ほど配られましたこの資料。前回、委員会の中で、隣の人屋根の、距離が4.7しかなかったということで、ずらされたわけですが、これ斜めにしたままずらされたわけですが、その説明の際、側溝があるけども、それを入れ替えれば町有地だからなんとかなるということですから、てっきり縦に真っすぐになると思っておりました。この図面、200分の1のこの図面見ますと、この建物を真っすぐにしても、この黄色い新しく新設される側溝より、いくらも出ないで、たぶん、メーター数にすれば、1メーターかそのぐらいしか出ないで縦になると思うんですが、これ、斜めにするには何か理由があるんですか。まず、それ1点お伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 縦に入ると、もう少し、当然下がります。そういった中で、脇の除雪、雪の除雪をする際に、後ろにどんどん送っていけないというようなこと、心配もございましたので、今回こういったことに、こういった中での配置ということで検討をしたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 皆さん、たぶん、この住宅についてはいろいろ質問出ようと思います。私、この位置の件だけもう一回お伺いしますが、この今既存の住宅との間に、青い線で示されているところが、現在、舗装になっている部分があると思いますが、この青い線から見て、幅としては、この新設される住宅の幅でまったく収まる。それで、縦にこれをして、この黄色い側溝より1メートルほどしか下がらないで縦になると思うんです。これ、測ってもらおうとわかりますが、何故まあ、そういったことなのに、送っていくのは、理屈は同じ距離を送っていくわけですから。将来的なことを考えたときに、これが斜めのままで本当にい

いのか。雪を考えたときに、縦にあったほうが良いような、風向きというのがあります。やはり間口というか、斜めに広い部分と、そうでないところでは、風の、雪の置いていく量が違います。ですから、そういったことを考えたときに、向かい合わせに既存のやつとあったほうが、良いと思いますが、これまあ、素人考えですので、専門家がこういうふうのほうが良いということなのか。それとも町当局として斜めの、そのままずらしてくれというふうになって、これ、ずらされたのか。これ、(聴き取り不能) あけてもらうとわかりますが、現在のその側溝、県道とか町道の側溝から新設の黄色い側溝までの距離より、たぶん1メートルぐらいしか出ないですよ。縦にしても。そういったことを検討されない、ただ隙間だけを隣の家とあけてくれということで指定したから、このままずらされたのかなと思って見ているわけですが、そういったことを、担当の方とお話されて、こういう図面のことに変わったのか。で、町有地というのはどこまで町有地なのか。後ろ側ですね。側溝を入れ替えるのが仮にもう1メートルバックしても、町有地があつて側溝を入れ替えられるのであれば、素人考えですが、縦のほうが良いんじゃないかと思うのですが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長(星一君) この配置をするうえで、まず、勿論、どこまでできるかということがありますがけれども、当然、後ろに水路、最終的には隣地への池がありまして、そちらに最終的に入水して、最後、捨て水になるというような場所になってございます。どんどんどんどん、これ、縦にいくと、当然もっと下がりますけれども、土地自体がまだ後ろにありますけれども、どんどんどんどんこう、下にさがっていくような土地形状になっておりまして、現状からしますと、こういった配置でないとなかなかできないというようなこと。さらに雪の状況の片づけ、除雪含めて検討したところ、これが一番良いというような判断にさせていただいたところです。

なお、そういったご意見もちょうだいをしてございますので、改めて精査はしたいというふうに考えております。

○議長(大塚純一郎君) いいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番(矢沢明伸君) 2点ほど質問いたします。

1点は、今回、建物購入費ということで2億1,400万。この建物が説明書のほうですと、住戸部分ということで居室空間の表の1で、全体で延べ床面積が197.6坪ということで、653平米ほどあります。それで、従来建っておる、今回建てる建物のすぐ前に、定住促進住宅あるようなんですが、そちらのほうの建坪、坪単価、いくらくらいなのか。そして今回、2億1,400万、単純にこの延べ床面積、坪数で割ると、約108万円くらいの坪単価になるようなんですが、その辺でのこう、坪単価の、従来の建てた単価と今回の単価というのは比較できるものがあれば教えてください。

あと、それからもう一つは、今回、買取型ということで住宅を整備されるということで、単身者向けの住宅ということで、条例の整備、それから住宅使用料について、これからまあ、検討される内容になるかと思うんですが、想定として、どの程度の住宅使用料を見込んでいらっしゃるというか、考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 坪単価、ちょっと今、手元にないですけども、十数万円ほど、今回の買取型住宅のほうで坪単価でいうと安価だったというような計算だったというふうに理解しております。

それとあと、住宅料につきましては、まだ精査中でございますけれども、高い金額でない、いわゆるあの、都市部であるアパートのような利用形態、所得等に応じない金額でのもので、都市型のアパート的な、更新料云々というところまではまだ精査、検討まではいっておりませんけれども、そういったような形での利用の方法を検討しているというようなことでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 2億1,400万ということで、金額的に坪単価、だいぶ高くなっているんじゃないかなというふうに思っておりましたが、従来より安いということでちょっと驚きましたが、安いという部分は良かったんですが、あと、こういう形で住宅購入をするメリットというのが前に聞いたことあるんですが、もう一回教えてください。

それからあと住宅使用料。あまり高くはしたくないというふうな意向だということで、特に単身者向けということで、昨日も質問をしましたが、U・Iターンとか、そういう向きでも、やはり必要な住宅の形態だと思いますので、是非よろしく検討をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今回、買取住宅を選択といいますか、今回実施をしたメリット  
というか理由ということのまずお質しだと思います。

一つ、スピーディーに整備ができるということです。まず調査、基本設計から外構まで、  
一連で一括して、民間の住宅購入と同様な形での実施ができるということで、一括でのスピー  
ディーな整備ができるということでございます。今回の募集でお願いしたのは、来年の4  
月には入居ができるような形。さらにまあ、冬期間ありますので、なかなか外構までは難し  
いので、外構については来年の7月までに完成をするというようなことで申し込んだところ、  
そういったもので応募があったということでございます。今までの町の発注の仕方であれば、  
本年度、基本実施設計をして、来年度、当初予算にあげられるかどうかはまた別ですがけれど  
も、工事請負費をとって、そこから工事になると、既にもう、一年以上は遅れるわけです。  
さらに、外構となると、一年以上まだ、結果、遅れるということで、そういったことで今回、  
スピーディーな整備ということの一つ考えたところでございます。

さらにあの、職員の負担の軽減ということもございました。住宅関係、今回、下福井集会  
施設の整備がまずあります。さらに今回、あとは町営住宅の長寿命化ということで原住宅の  
修繕工事もございます。また、冬期間、相当、集会施設も屋根であったり、修繕工事も多く  
なるということで、専門職員の負担軽減ということも一つございました。あとまあ、一括発  
注ということになりますと、基本的には安価で実施できる期待が持てるというようなことも  
一つのメリットとして考えまして、今回こういった形態での町営住宅の整備を行ったという  
ことでございます。

先ほど議員おっしゃったとおり、U・Iターン、いわゆる単身向けのU・Iターンの住宅  
整備ということで、を第一に考えた整備ということでございますので、そういった方々が入  
られるうえで、勿論、安定した収入がすぐに得られるというのはなかなか難しいということ  
もありますので、所得等に応じない、安価な金額での入居ができるような形での整備という  
ようなことを考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 同じ建物購入費に関連してお伺いします。

まず一つは、これ、住宅の前の部分の除雪体制は、たぶん、これ、毎日おやりになるんだろうなと思います。それで、その裏側の除雪。これは溜まってからやるのか。それとも定期的にコンスタントにやるのか。それはどういう除雪体制を組まれるのかということが一つと、それとこの電柱の位置を見ますと道路沿いになっています。これ、道路沿いにこうやってやって、そして堆雪場、この広い部分、堆雪場というふうになっていますけれども、そうした場合、排雪の場合、この電線が邪魔になってくるのかなというふうな観点で見えています。ですから、この電線、可能であれば埋設にするとか、それとも建物の裏側から回して配線をするという、そうした考えはございませんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 除雪の体制というか、形態ですけれども、まずあの、正面側については、堆雪場となっておりますが、一般的には、基本的には、全て排雪する予定でございます。ただあの、

○10番（鈴木好行君） 裏も。

○農林建設課長（星 一君） 裏につきましては、今、沖住宅、既に整備されている沖住宅ですと、年に2・3回ほどの除雪、排雪をしているという状況でございますので、同様の排雪の回数になるのかなということで想定はしてございます。

3ページにある堆雪場となっている場所については、基本的には常時、除雪をして片付けていく予定にはしておりますけれども、どうしてもあの、雪が多く降った場合、ここに堆雪をして、後程片付けるといいますか、そういった大雪の場合はそういった形での除雪の形態を想定をしておるといようなことでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

○10番（鈴木好行君） 電線の…

○議長（大塚純一郎君） 電線についての質問がありました。

農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） すみません。電柱について、ちょっと、現状あの、たぶん、支障にはなっておりませんが、今回、整備することによって支障になるかどうか、ちょっと、改めて確認はしたいと思いますが、支障になるようであれば、そういったことについても配慮をしたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、酒井正吉郎君。

○8番（酒井正吉郎君） 昨日あの、除雪のことで、水による除雪なんて私、質問させていたいただきましたが、特にあの、この前のほう、車庫の入り口側のほうは、水による除雪なんては一切考えていらっしゃらないですか。本当あの、黒谷の国道のように、きれいな舗装になっております。今の前のアパートも。あのくらいでしたら、ほとんど雪溜まらないで除雪できるような気がします。ただ裏側にあと、片屋根ですから雪が落ちるわけですが、これはあれですね、さくらヶ丘のあの住宅の後ろを見てますと、除雪でなくて排雪に、大変、おそらくお金がかかりますし、あの壁の部分、随分あの、傷んだりもしているようですが、もう少しってうか、水の除雪、是非とも考えた方がいいんじゃないかと思いました。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 確かにあの、消雪設備を整備すれば、そういった水の、雪への対応には非常に良いというふうには考えてございますが、こういった街中の中で消雪設備を行うというようなことについては、どうしてもあの、隣家であったり、周辺の環境について配慮をしなければいけないというふうに考えております。そういったことをすることによって、他の場所への影響ということが当然出てまいります。例えば今回、今年度、採択になって、県営圃場整備事業、只見地区始まりますけれども、そのの工事をするうえでも、そういった水の流れがどう変わるかというような調査を、今年度かけて実施をして、そういったことに影響がないようなことを考えたうえで工事を実施するというようなことになっております。町で今回、こういった事業を実施をするということになれば、そういったことについても配慮をしなければいけませんし、そもそもこの事業については、町が工事請負で実施をお願いする事業ではなく、提案型事業ということでの事業の公募でございますので、その中の提案には今回なかったということでもありますし、そういったことで様々、そういった事業実施するうえで、スピーディーな事業を実施するうえでも、なかなか困難ではないかというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。



○7番（酒井右一君） 23ページの教育費の、ただみ・モノとくらしのミュージアムの予算に関してですが、先ほどの館長の話は40万、わかりました。これとあの、ここの事務局員、スタッフ。考古館との関係もありますでしょうが、ここを少し、常勤の事務局員が何人で、考古館の事務局とここの事務局との関係を教えていただきたい。私は常任委員会の中にはないものですから、これ一つ。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） まずあの、ただみ・モノとくらしのミュージアムですが、旧会津考古館のほうも改修をしまして、一体としての管理ということになってございますので、ただみ・モノとくらしのミュージアムの一体の管理ということになってございます。スタッフにつきましてですが、会計年度任用職員としまして2名いらっしゃいます。それから協力隊ということで学芸員1名が常時おりまして、そのほか教育委員会の職員がたまに行って作業をするということがありますし、先ほど申しました館長が何回か来られて、そういった指導をしていただくということになってございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そうすると、従来の会津考古館と、くらしのミュージアムというのは一体で運営していくということ。

それからあの、2名のスタッフということですが、会計年度任用職員として。ここのその、業務を遂行するにあたって、指揮命令系統というのはどういう形、現場では2名しかいないが、係長もない、ただの職員2名で、どうやって指揮監督するのか。教育委員会から遠隔操作もできないでしょうが、そこら辺どうされるのか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 私の一応、兼務辞令が出てございまして、事務局長という立場でそちらのほうの携わることになってございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） そうすると、先ほどの説明で、これは無料だという話でしたから、小口現金は預からないと思うんですが、ここでの金銭の收受、あるいは総納なり、そういった

ものはないのか。そして、兼務と言われても日々の業務があるのですから、教育委員会から8キロ離れたところで兼務が実際、現実的に、この職員2名の指揮監督ができるのか。その辺はどういうふうに考えてそのような体制にされたのかお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 人事に関することでありますので、私からお答えいたします。

今の現状を教育次長から申し述べたものと思いますが、こういった条例、可決いただいた暁には、人事を考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 先ほどの買取型住宅の関係でまずお伺いしたいのは、先ほどほかの議員からも質問ありました、その冬の除雪体制で、町営住宅でも見ていると、その町営住宅の造り方によって、排雪場所があるところは玄関先近くまで除雪しているところもありますし、そうじゃない、排雪場所がないと、町道だとか県道というところしか、道路までしかできないというようなところあたり様々あります。で、ここの場合も、現在はこれ、広場のところ含めて全体は日々、例えば通勤時間までには一定のところ排雪されていて、自分の家の前のところ、ちょっと除雪すればいいような形態になっているのか。これ、留守のところあれば、除雪されてないと、周りの人含めてやらなきゃいけないとか、様々出てくると思うんですね。その辺の計画がどうなっているのかが1点。

それと、19ページの商工費の関係ですが、目の3の観光費。ふるさと案内人運営委託料50万ということで、この会はいろいろ、只見の自然案内人の作成だとか、いろいろずっとこう、観光案内、自然案内含めて町も努力をしてきて、そういう育成に努めてきたと思うんですが、そういう点で実際にお客さんから、どういうところ行きたいが、その案内人どうかということで、私の認識だと、観光まちづくり協会あった時は観光まちづくり協会が窓口になって、そういう案内人に依頼するという形になっていたと思うんです。で、その時に、こういうこの、委託料が、観光まちづくり協会にもあったのか。なかったのか。ちょっと私はその辺が、こういう形で予算計上されていたというような記憶はないんですが、その辺は観光まちづくり協会に一括して委託料の中に含まれていたのか。含まれてないのか。という点も含めて、今回のふるさと案内人、これは去年、一昨年設立されたのかな、というふうに記憶しているんですが、そうすると、観光協会、今年の1月解散ですから、去年もどんな扱い

だったのかなという点も含めて、一貫した制度なのかどうか、説明をお願いします。

以上、2点です。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 既存の沖住宅の除雪の形態でございますけれども、そこが留守だから、そこに雪が残るということではなくて、元々まあ、通路として除雪しなければならない部分については、全て除雪をしているというような状況になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ふるさと案内人協会の運営委託料でございます。議員お質しのおとおり、観光まちづくり協会におきまして業務のほうを、その運營業務のほうに担っていただいております。議員からお話ありましたとおり、お客様からご要望がありましたら、観光まちづくり協会のほうに申出をいただいて、協会のほうで案内人のほうをお願いをして案内をしていただく、お金をいただくといったような形で進んでまいりました。それに対しては、協会のほうに人件費という形で補助金を出してまいりましたので、その中でいわゆる案内人のご紹介といったようなところは実施をしていただいていたところでございます。で、そのほか、協会の中でのいわゆる人員の育成といったような部分での研修費であったりだとか、会議費、そういったものについては観光協会の補助金の中で別の事業立てをして補助金を交付をしていたといったような状況がございました。今般、振興公社のほうに移管をするといったようなことにあたりまして、そういった、いわゆる案内業務の中で人件費のほうは見ていただくといったようなところにはなりませんけれども、案内業務として人件費が出ているわけでございますけれども、いわゆる協会運営といったような部分につきましては、元の観光まちづくり協会のような潤沢な人件費の補助といったところをしておりませんので、今回、約、月3日程度といったようなことでの人件費、さらには観光まちづくり協会のほうで補助金という形で対応してまいりました人材育成のための研修費、またその運営費、こういったものも準じた形で計算をさせていただいて、今回、50万円の増額補正をお願いしているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） そうしますと、以前は、観光まちづくり協会の際は、人件費で町が補助を出して、その中で運営をしていたということですね。で、これ、今度の予算項目が、案の項目が、この案内人協会運営委託料というふうに、かなりこう限定された中身でのこの

提案になっているわけですね。今の話聞いていると、他の仕事もやる。これもやる。で、トータルとして50万出しますよということになって、そうすると、明確なこの委託料の位置づけが極めて不鮮明じゃないかというふうに感じるんですけど、要するに、月3日程度、あとはほかの仕事してもらいます。そうすると、何のための委託料なのかという点が、丸一日、これで案内人のその業務があれば、これは嬉しい話なんですけど、しかしこの、こういう委託の運用のあり方、良いのかなという疑問持たざるを得ないんですけど、それでの質問なんです。その辺、どう考えられているのか、再度お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 委員ご指摘の部分につきましては、その案内人のいわゆるガイド料といったようなところでの運用といったところもあるのかなというふうに思います。ガイドにつきましては、お客様からガイド料という形でお金をいただきまして、そのガイドの皆様にお支払いをする。これは町補助金、また委託料といった形とはまた別個に、そういったようなやりとりというのは設定をしているところでございます。今回、運営の委託といったようなものにつきましては、あくまで事務局運営の委託といったようなことでございますので、いわゆる月1回、全体での会議、こういったものも実施をさせていただいておりますし、また、先ほど申しあげました研修といったようなものにも相当、事前の準備であったり、各団体との調整、こういったものも必要になってくるだろうということで、人件費の調整をさせていただく。またその関連予算の調整をさせていただいて、今回、委託料という形で整理をさせていただいたものでございます。

委員、ご承知のとおり、昨年1月といったところで、観光まちづくり協会から順次、振興公社のほうに業務の移管を進めているところでございます。そういった意味では、その都度その都度の対応になってしまっているといったようなところでございますが、来年度に向けまして、全体の事業精査を行いまして、振興公社への業務移管につきましては精算を加えてまいりたいというふうに考えておりますので、まずは今回、ふるさと案内人協会の業務をスムーズに移管していくといったための委託料ということでご理解を賜ればというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

3回目。

○2番（山岸国夫君） 3回目ですけど、このふるさと案内人協会運営委託料と。実際は、このふるさと案内人協会というのは、あそこのインフォメーションセンターとは別枠の組織としてあるわけですよ。会は会として。しかし、実際に、お客さんが案内人を頼みたいとくる場合はインフォメーションセンターに連絡がきて、で、インフォメーションセンターがこのふるさと案内人協会に登録されている方に、そのお客の要望に応じて手配して、お客さんからは金をとって、そのガイドした人にお金を、手数料を抜いてお渡しするというようなルートになると思うんですよ。だからこれが、会は会としてあると。で、インフォメーションセンターはインフォメーションセンターとしてある。で、実際に、この仕事をするのはインフォメーションセンターということなんですよ。だから、ふるさと案内人協会に直接、町が補助するわけじゃないと。だから、会はまったく別枠ですよ。インフォメーションセンターは一つあって、案内人協会は協会としてあると。しかし、実際の仕事はインフォメーションセンターが行うと、いうことですよ。中身は。だから、これ、名称も含めて、こういう名称で私は良いのかなっていう疑問に思うわけですよ。案内人協会に、これだと委託料出すというような形でしょ。実際に、案内人協会はこの仕事は個人個人が、いわゆるインフォメーションセンターから依頼されて、やって、それなりのガイド料をいただくという形なんです。だから、言ってみれば、そのインフォメーションセンターへの委託料というのか、補助金なのか、という形の中身の支出じゃないかなというふうに、私はとってるんですけど、私の考えはおかしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 事務的なことはこの後、担当課長から説明させますが、目指す方向性について私から説明させていただきます。

やはりこれからは、ガイドさんの役割が非常に重くなる、必要になってくるというふうに思います。ので、やはり一言でいって、プロのガイドさんを養成してこなくてはならないというふうに言われております。先般もあの、包括協定結びましたモンベルの常務さんにご担当の方が只見町内視て歩かれました。そういった中で本当にあの、ポテンシャルの高い町だということを改めてご認識いただいております。その中でやはり具体的に案内できる人、ガイドさんですが、ガイドさんの役割が非常に高くなってまいります。

先般、会津若松市役所で、新潟大学名誉教授の崎尾先生のほうから、沼ノ平の学術調査の結果、報告していただきましたが、やはり昔は沼ノ平に行けました。ですが、今は本当にあ

の、(聴き取り不能)も簡単に渡れないような状況になってしまいまして、携帯電話も通じません。ですから、本当にあの、上流で雨が降ってきたときには、本当に著しく危険な状態になりますので、そういった携帯電話も通じないようなところに案内は当然できないと思います。なので、国有林野のほうでも従来のレクリエーションエリアから今はガイドさんがいけば行けますという状況になってますが、今後はそれさえも難しくなってくるかもしれません。なので、万が一の緊急連絡、あとは具体的な救急の技術であったり、そういった自然とか文化に明るいだけでなく、そういった技術も備わったプロのガイドさんを養成していかないと、これからの様々な、観光交流とか、誘客を図ろうという時に、本当にちゃんとご提供できる、いわば商品になりません。なので、そういった方向性は町は目指していきたいというふうに思っております。ボランティアガイドさんとか、そういった中で施設を、例えば施設の案内であれば、そういった方々の知識でご提供できるかと思いますが、特にあの、自然といいますか、アウトドアに出たときにはそういったことが余計、大事なことになるというふうに言われておりますので、そういった方向を目指していきたいと思っておりますので、これが完成形ではございません。ただ、今般はこのような形で観光まちづくり協会がなさっていたことが振興公社に移管するという過渡期の中で、今このような方法をとらせていただいているということを私から申し述べまして、あとは議員ご質問の具体的なことにつきましては、この後、担当課長から説明させますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ちょっと、この仕組みがちょっと難しい、複雑な仕組みになっているといったようなところで、ちょっとわかりにくい部分がありまして、私の説明が足りなくて大変申し訳ないところがございます。

基本的には、総合案内という形でインフォメーションセンターを今立ち上げております。それと、ふるさと案内人協会といったようなものは、これ、別個な組織、それは議員ご指摘のとおりでございます。この中でふるさと案内人協会、別個の組織であるふるさと案内人協会の内部的な調整であったりだとか、また研修であったりだとか、そういった協会活動につきましては、旧来、観光まちづくり協会の中で、そういった事務を取り扱いをしていただいております。ですので、観光案内としての観光まちづくり協会の業務。そして、ふるさと案内人協会の事務。そして手続き的な部分を含めての運営。こういったものも観光まちづくり協会ですべてのものとして取り扱っていたというふうに認識をしております。これが観光ま

ちづくり協会が今回解散という中で、この二つの機能を振興公社のほうに移管をしていくといったようなことで今取り組みを進めておりまして、先行して、いわゆる観光案内機能については振興公社のほうに、町と共同したインフォメーションセンターという形で現在、順次、移してきているといったような状況の中で、ふるさと案内人協会のいわゆる運営というものについては、今、会計年度任用職員が、配置してある会計年度任用職員が今担っているところでございますが、これを会津ただみ振興公社のほうで今後、担っていただきたいと思いますということで、今般、委託料という形で、元々、観光まちづくり協会で担っていた、補助金として担っていたものを、委託料という形で今回、振興公社のほうでお願いをしたいということでの予算の増額計上でございますので、まだちょっと、難しいところがあるかもしれませんが、そういった協会の業務、インフォメーションセンターの業務といったものが別々にあって、今回、協会業務と、協会の運営に資する業務を委託料として計上させていただきたいものだというご理解を賜ればというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 4点お伺いいたします。

20ページの、皆様ご質問されております建物購入費の先ほどの答弁で気になるところございましたので、そのまず1点質問します。町が所有する建物の除雪について、先ほどの建物、常時除雪とおっしゃってございましたがですね、基本的に町が所有する建物の除雪は、誰がするものかというものの質問でございます。基本的に町がするのか。入居者がするのか。その基準というものは何で定められているのかという質問が一つでございます。

次の質問のほうは22ページの奥会津学習センターの管理業務委託料のところでございます。こちらが行政諸報告、提案書のほうでですね、奥会津学習センター運営委員会に委託してございましたが、教育委員会で直接執行というふうな形になってございました。ここの経緯など、昨年一年間は委員会でされて、移管しようと、直接引っ越しをというふうなところの経緯を教えていただければと思います。

23ページのオンライン会議ソフトの使用料なんですけれども、当初予算では、総務費で3万1,000円計上されておりました。こちら、教育委員会でこのタイミングで補正が入ることは、当初で漏れておりましたのか。それとも、新たにオンラインでのイベント、何か主催されるところが決まったからなのかというところのご質問でございます。基本的に私の

認識ではオンライン会議ソフトというのは、その主催の時では時間制限等あるので、有料にしたほうが便宜が良いという認識ですので、参加者として入るのであれば、特に必要ないという考えでしたので、どういった経緯でこちらのものを使うのかというところでございます。

最後、4点目のところが、モノとくらしのミュージアムの館長の費用でございます。こちらでも当初予算が80万円で委託料が計上されておりましたが、こちらが半分の40万円の委託料の減額、館長費として報酬として40万円になっておりましたので、その80万円のあったものが半分の予算の組み換えというところのご説明の、以上4点をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 除雪の関係でのご質問でございます。まず除雪が可能な場所については、除雪を排雪含めてできる場所については、可能な限り実施をするということで実施をしておるというところでございます。よくある駐車場に、陸上駐車場のよう、除雪ができない部分については、当然あの、車があつてできないんで、そういった部分については入れませんが、こういったあの、除雪可能な部分については基本的には入居者含めて、そういったことに配慮しつつ除雪をできるようには行っておるといふような現状でございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） まず奥会津の学習センターのこの組み換えの予算の経緯ということでございますが、今現在は委託料ということで、奥会津学習センターにいますスタッフが公金の取り扱いをしておりましたので、そういったものを、やはり一般会計として取り扱ったほうが良いのではないかとということ。それから、もう一つはやはり業務の効率化という部分を含めまして、今回、組み換えをお願いしたものでございます。

それからオンラインの経費でございますが、こちらのほうにつきましては、成人式、8月15日に予定しております成人式なんですが、例年、コロナの影響でいろいろ規制がありまして、オンライン会議によって参加していただくという方もいらっしゃいました。人数的にも多くなる場合もありますし、時間的にも、その式典ですので、ちょっと長い時間帯の使用になるということでございますので、今回、ソフトの使用料を補正でお願いしたものでございます。

それから、最後に、館長の予算の計上ですが、4月・5月・6月につきましては、今現在の委託料ということでお支払いをしておりますので、それ以降の部分で40万の補正の組み



換え行ったということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 先ほど農林建設課長の答弁のほうで、私のほうの質問のもう一つのところが、その基準とされる条例など、そういったところは何か定められてしているのかという質問の答弁が落ちておりましたので、そこを再度お願いしたいなと思っております。

お伝えしたいところはですね、今のご答弁ですと、できる限り町の建物、いわゆる公共施設だと考えておまして、できる限りしたいと。で、できないところは事情があってというところですので、できればそういったところがあったほうが良いなと思いますので、そういった考えが、できればしていくという考えというものなのか。入居者のほうが基本的にすべきなのかということに関して、そこはちょっと私、少し大事にしたいなというところではございましたので、そういったところのお考えというところを、何か、条例が何かで決まっているものなのか。町がすべきものなのか。入居者がすべきものなのかというところの、何かあれば教えていただきたいというところがございます。

もう一つのところは、先ほどのそのオンラインの会議の、成人式でお使いになるということなんですけれども、こちら昨年も成人式、オンラインでされたと聞いておりましたので、それですと当初予算でも良かったのかなとは思いましたし、あと、その1回だけなのであれば、こちら、おそらく年額の金額ですので、その月だけの、その月のひと月だけの契約のほうでもよいのではないかなと思っておりましたので、ちょっと細かいところですが、少し質問させていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 例えば条例であったり、例規であったり、そういったもので、たぶん、きっちりと定めてあるということはないと思っております。ちょっと私の認識不足があるかもしれませんが。ただあの、入居者のためにですね、除雪車が入れて、安全なところについては可能な限り入っていくというのは、こういった豪雪地帯ですから、そういった想いはありますが、ただあの、先ほども言いましたように様々な諸条件で、幅がないであったり、そこが駐車場で、それ以上奥に行けないであったり、そういったことの諸条件によって現実的に入れないところはあるということは認識はしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 成人式の件でございますが、確かにあの、当初予算で計上という

ことも考えられましたが、その時にはまだ、そういったオンラインによるものが必要かどうかという部分が曖昧でしたので、今回、6月で補正をとらせていただきました。

それから、使用料に関してですが、忠議員お質しのとおり年額になってございますので、それがもうちょっと短期間で安くできるのであれば、その辺は精査させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第42号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

上着の着衣をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 4 時 0 2 分)

